

第9期

吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

計画期間

令和6年度～令和8年度

(2024年度～2026年度)

吉川市

ごあいさつ

社会で高齢者を支える仕組みとして、平成12年に創設された介護保険制度は、今年で25年目となります。住まい・介護・予防・生活支援を一体的に進める地域包括ケアシステムの構築を通して、高齢者の介護になくてはならないものとして定着してきました。

そうした中、全国的な人口減少と少子高齢化が進み、高齢者数は増加を続け、令和22年は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークに達する年と言われています。



吉川市においては、若い世代が多い状況にあり、令和5年4月の高齢者人口は17,645人、高齢化率24.2%と全国と比べて低い水準となっています。しかし、令和27年には市民の3人に1人は高齢者となることを見込まれており、それに比例して、高齢者世帯の増加や認知症の方の増加等、介護サービス需要が拡大・多様化するものと考えられます。

そうした現状を踏まえながら、本計画では、第8期計画の基本理念である「高齢者の幸福実感の実現」を継承し、高齢者が地域で多様な居場所と出番があり、いつまでも生きがいを持って充実した生活が送れるような仕組みづくりを展開してゆくことで、介護予防と社会参加、健康づくりを一体的に推進し、健康寿命の延伸を図ることを大きな柱としました。

今後も、市民の皆さまをはじめ、医療や介護関係者の皆さま、また、様々な分野で活躍する多くの皆さまとともに、計画を推進してまいりますので、よろしくお願い致します。

結びに、計画の策定にあたり、ご提言をいただきました介護福祉推進協議会委員の方々をはじめ、在宅介護実態調査および介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にご協力をいただきました皆さま、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さま方に、心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

吉川市長 中原 恵人

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の法的根拠	4
第3節 計画の位置付け	5
第4節 計画の期間	5
第5節 吉川市版地域包括ケアシステム	6
第2章 吉川市の高齢者の現況と見込み	7
第1節 人口等の推移と見込み	9
第2節 認定者数の推移と見込み	10
第3章 調査結果からみる現状と課題	13
第1節 調査の概要	15
第2節 調査結果からの現状と課題	16
第4章 第8期計画の実施状況と課題	23
第1節 生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する	25
第2節 地域のつながり、地域の支え合いの力を高める	27
第3節 地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める	31
第5章 計画の基本的な考え方	37
第1節 基本理念と地域の理想像	39
第2節 基本目標	40
第3節 地域共生社会実現に向けた重点テーマ	41
第6章 日常生活圏域と地域支援事業の今後の方向性	43
第1節 日常生活圏域と地域包括支援センターの設置	45
第2節 日常生活圏域の地域密着型サービスの量の見込み	47
第3節 地域支援事業の今後の方向性	48
第7章 高齢者福祉施策の推進	51
第1節 吉川市高齢福祉サービスの見直し	53
第2節 高齢者福祉施策の体系	62
基本目標Ⅰ 生涯、元気で活躍する環境をつくる	63
基本目標Ⅱ 高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる	65
基本目標Ⅲ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる	70
基本目標Ⅳ 利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる	73

第8章 介護サービス量・給付費などの見込み	77
第1節 介護保険サービス量の見込み	79
第2節 保険料の算出	85
第9章 計画の推進	91
第1節 計画の推進体制	93
第2節 事業の達成状況の点検及び評価	95
資料編	97
1 吉川市介護福祉推進協議会設置要綱	99
2 吉川市介護福祉推進協議会委員名簿	101
3 介護福祉推進協議会における計画策定の経過	102
4 用語解説	103

第1章

計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 令和22年(2040年)を見据えて

介護保険制度は、平成12年(2000年)4月に施行されてから20年以上が経過し、令和4年(2022年)3月末時点で、65歳以上の被保険者数が約1.7倍に増加する中で、介護サービスの利用者数はスタート時の3.5倍となるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

本市では、介護保険制度の開始以降、8期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。

第8期計画では、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とするため、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等の取組を進めてきました。

これから、さらにその先の令和22年(2040年)には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上の人口も急速に増加し、医療・介護両方のニーズを有する高齢者など様々な課題を抱えた要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれ、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されることから、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保も重要です。

こうしたことから、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤の確保を図るとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策を展開していくことが求められます。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

高齢者の自立を支援し、尊厳を守るため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護給付等対象サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実などの取組を進めてきました。

地域包括ケアシステムは、今後の一層の高齢化により、地域共生社会(高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会)の実現に向けた中核的な基盤となることから、地域包括ケアシステムの構築状況を点検・評価し、さらに深化させていくことが必要です。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政の協働、公的な支援により、地域や個人が抱える生活課題を解決していく「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備が求められています。

3 介護保険制度の見直しの視点

本計画期間の令和7年（2025年）に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となります。これまで介護報酬改定や制度改正により、地域包括ケアシステムの推進を図ってきました。今後は、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）に向けて、更なる人口構造の変化やそれに伴う社会環境の変化が見込まれており、国の社会保障審議会においては、介護報酬改定に向けた基本的な視点として「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」の4点が挙げられています。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」では、認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、それぞれの住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進することが挙げられています。

「自立支援・重度化防止に向けた対応」では、高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用を推進することが挙げられています。

「良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり」では、介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進することが挙げられています。

「制度の安定性・持続可能性の確保」では、介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築することが挙げられています。

第2節 計画の法的根拠

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を本市における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定します。

1 高齢者福祉計画

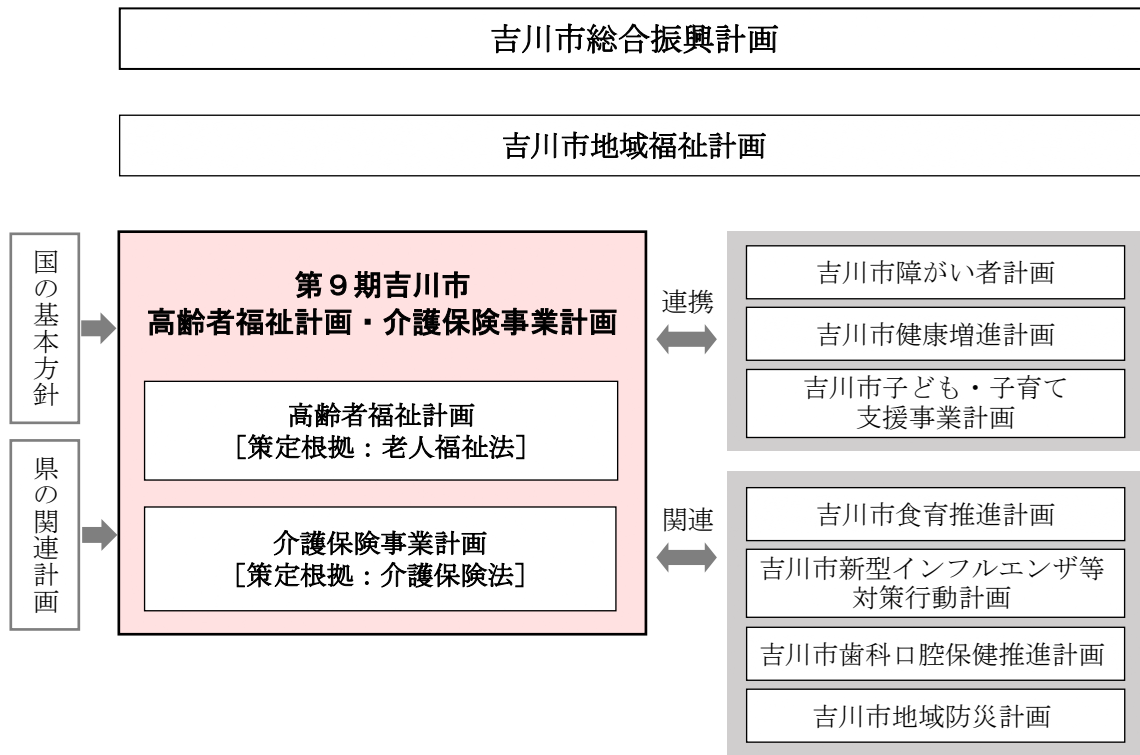
老人福祉法第20条8の規定に基づき、高齢者福祉施策の供給体制の確保について定める計画です。

2 介護保険事業計画

介護保険法第117条の規定に基づき、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について定める計画です。

第3節 計画の位置付け

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）は、吉川市総合振興計画、吉川市地域福祉計画を上位計画として、令和22年（2040年）を見据え段階的に介護サービスを充実し、高齢者を支える地域づくりを進める計画として策定するものです。



第4節 計画の期間

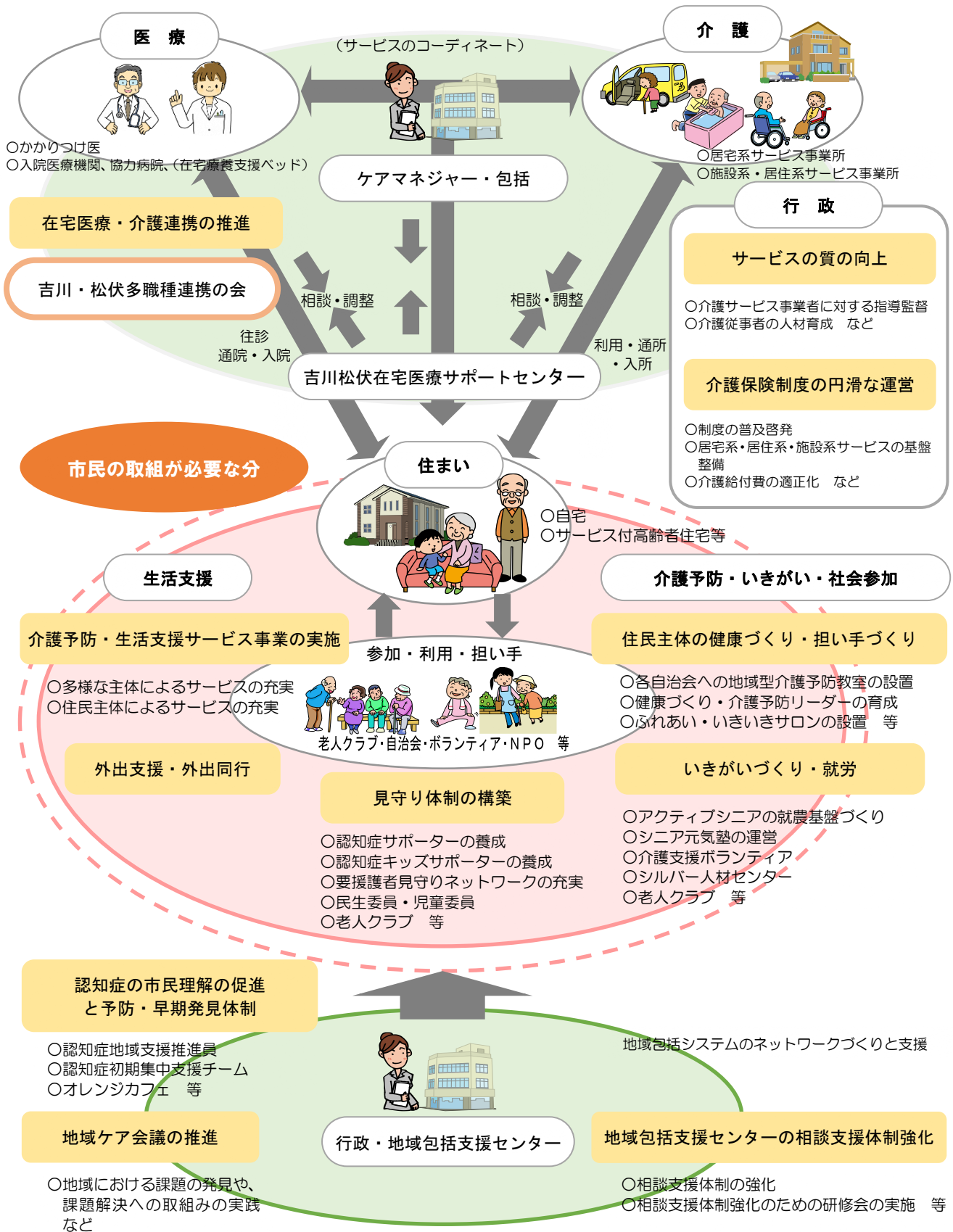
この計画は、第14期計画期間中の令和22年度（2040年度）までを見通した中で、令和6年度から令和8年度までの3カ年とします。

■計画期間

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画期間	第8期計画			第9期計画			
	見直し			見直し			
	<div style="text-align: center;"> ➔ <令和22年度までの見通し> </div>						第14期計画

第5節 吉川市版地域包括ケアシステム

■吉川市版地域包括ケアシステムのイメージ



第2章

吉川市の高齢者の現況と見込み

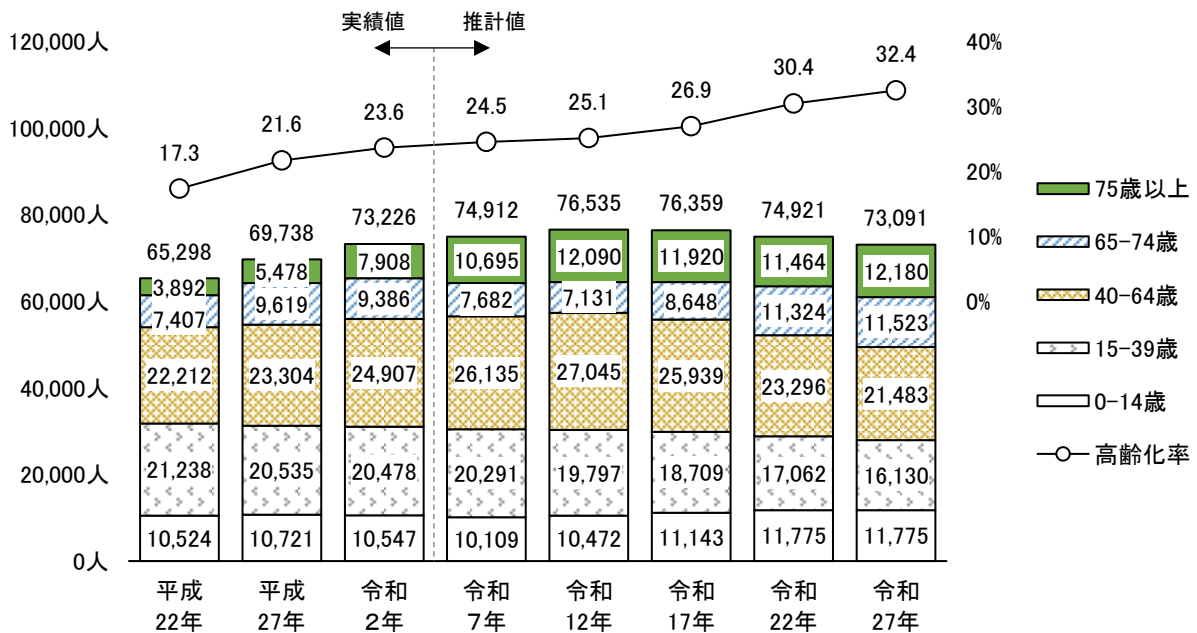
第1節 人口等の推移と見込み

1 総人口・高齢者人口の推移と見込み

本市の総人口は今後数年にわたり増加を続け、令和7年中には7万5千人を超えることが見込まれています。

そのような中、65歳から74歳の高齢者数は減少傾向で推移しますが、75歳以上の高齢者数が大幅に増加するため、高齢化率の上昇とともに要介護認定者数も増加していくことが予測されます。

■本市の総人口・高齢者人口の推移と見込み



単位：人、%

	実績値			推計値				
	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
合計	65,298	69,738	73,226	74,912	76,535	76,359	74,921	73,091
0-14歳	10,524	10,721	10,547	10,109	10,472	11,143	11,775	11,775
15-39歳	21,238	20,535	20,478	20,291	19,797	18,709	17,062	16,130
40-64歳	22,212	23,304	24,907	26,135	27,045	25,939	23,296	21,483
65-74歳	7,407	9,619	9,386	7,682	7,131	8,648	11,324	11,523
75歳以上	3,892	5,478	7,908	10,695	12,090	11,920	11,464	12,180
高齢化率	17.3	21.6	23.6	24.5	25.1	26.9	30.4	32.4

出典：平成22年～27年まで：総務省「国勢調査」、令和2年：人口実績値（吉川市）、

令和7年以降：第6次吉川市総合振興計画

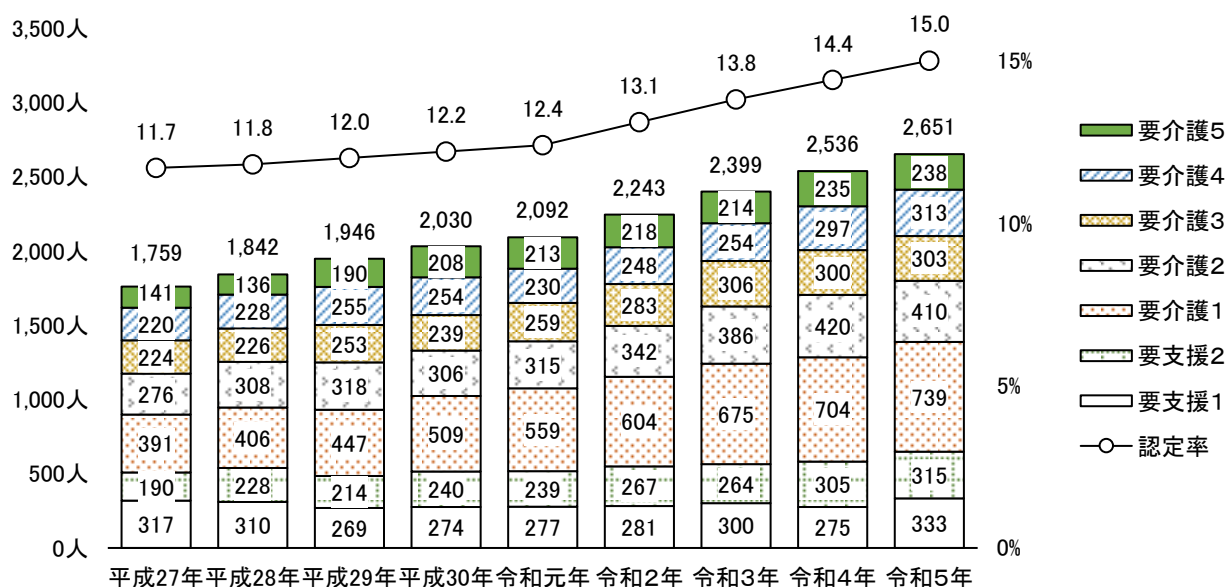
第2節 認定者数の推移と見込み

1 認定者数の推移

65歳以上の認定者数は、平成28年度以降増加傾向にあり、平成27年の1,759人から令和5年度の2,651人へと892人増加し、約1.5倍になっています。

認定率は上昇を続け、令和5年度には15.0%となっています。

■本市の認定者数の推移



単位：人、%

		第6期計画			第7期計画			第8期計画		
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認定者数	合計	1,759	1,842	1,946	2,030	2,092	2,243	2,399	2,536	2,651
	要介護5	141	136	190	208	213	218	214	235	238
	要介護4	220	228	255	254	230	248	254	297	313
	要介護3	224	226	253	239	259	283	306	300	303
	要介護2	276	308	318	306	315	342	386	420	410
	要介護1	391	406	447	509	559	604	675	704	739
	要支援2	190	228	214	240	239	267	264	305	315
	要支援1	317	310	269	274	277	281	300	275	333
認定率	吉川市	11.7	11.8	12.0	12.2	12.4	13.1	13.8	14.4	15.0
	埼玉県	14.3	14.4	14.6	15.0	15.3	15.6	16.0	16.6	17.1
	全国	18.0	18.0	18.1	18.3	18.5	18.6	18.8	19.1	19.3

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告(10月月報)」

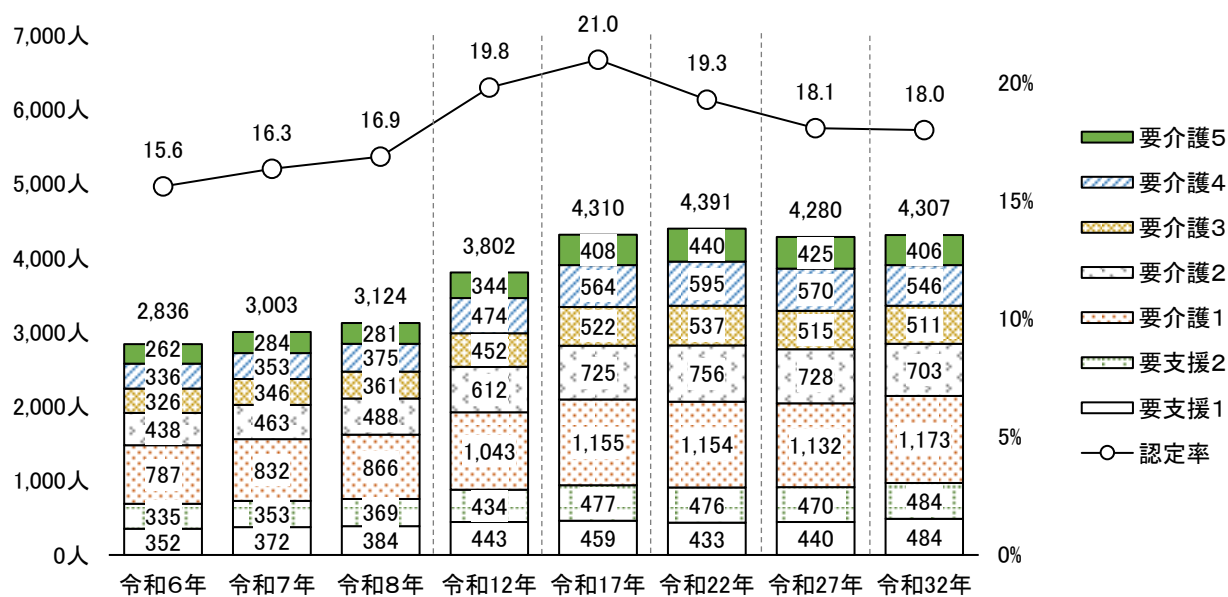
2 認定者数の見込み

国の65歳以上の認定者数は、令和7年に3,000人を超え、計画最終年の令和8年は3,124人で、令和6年の2,836人から約1.1倍になることが見込まれます。

さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には4,391人（令和6年の約1.5倍）に増加することが見込まれます。

認定率は、令和6年では15.6%ですが、令和8年に16.9%、令和17年に21.0%に上昇することが見込まれます。

■本市の認定者数の見込み



単位：人、%

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
合計	2,836	3,003	3,124	3,802	4,310	4,391	4,280	4,307
要介護5	262	284	281	344	408	440	425	406
要介護4	336	353	375	474	564	595	570	546
要介護3	326	346	361	452	522	537	515	511
要介護2	438	463	488	612	725	756	728	703
要介護1	787	832	866	1,043	1,155	1,154	1,132	1,173
要支援2	335	353	369	434	477	476	470	484
要支援1	352	372	384	443	459	433	440	484
認定率	15.6	16.3	16.9	19.8	21.0	19.3	18.1	18.0

出典：地域包括ケア「見える化」システムによる推計(各年10月1日現在)

第3章

調査結果からみる現状と課題

第1節 調査の概要

1 調査の目的

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）は、高齢者の生活状況やニーズ等を把握し、要介護状態になるリスクの発生状況や地域の抱える問題等を分析することを目的として実施しました。

また、在宅介護実態調査（以下、「実態調査」という。）は、介護者の抱える不安や就労状況等を把握し、高齢者の在宅生活の継続や介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方等を分析することを目的として実施しました。

2 調査の実施概要

区 分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調 査 対 象	市内に在住の65歳以上の方から無作為抽出	市内に在住の、在宅で要支援・要介護認定を受けている方から無作為抽出（介護保険施設サービス利用者、長期入院者を除く）
対 象 者 数	3,000 人	1,500 人
調 査 方 法	郵送による配付・回収	
実 施 期 間	令和5年1月27日（金）～令和5年2月17日（金）	
有 効 回 収 数 [※]	1,676	747
有 効 回 収 率 [※]	55.9%	49.8%

※有効回収数（率）…白紙等の無効票を除いた回収数（率）

3 調査結果の見方

- 【n=****】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

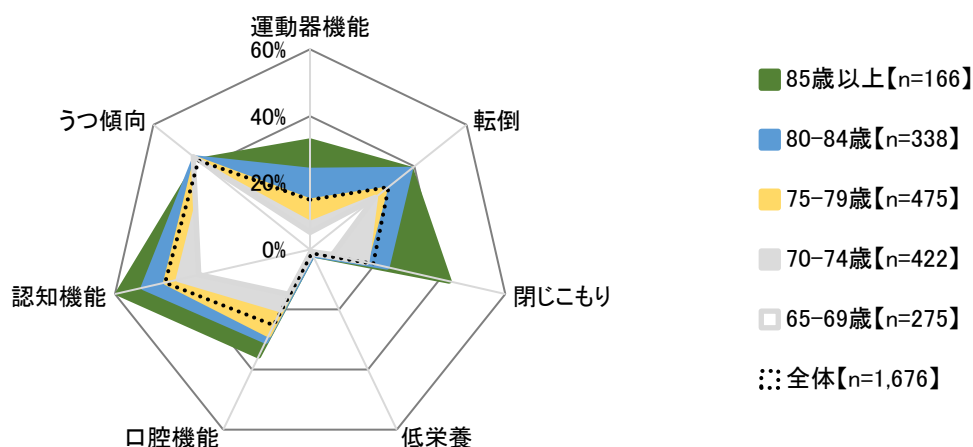
第2節 調査結果からの現状と課題

1 介護予防等の取組体制の充実 ～さらなる介護予防の充実が求められます～

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、全体では「認知機能」のリスク該当者割合が44.6%で最も多く、以下「うつ傾向」が42.8%、「転倒」が30.1%などとなっています。

年齢が高いほどリスク該当者割合が高くなる傾向がみられ、全体的に前回の調査結果を上回っていることから、高齢化の影響がうかがえます。また、女性の方が男性よりリスク該当者割合が高くなっています。

■生活機能の低下リスク該当者割合（ニーズ調査）



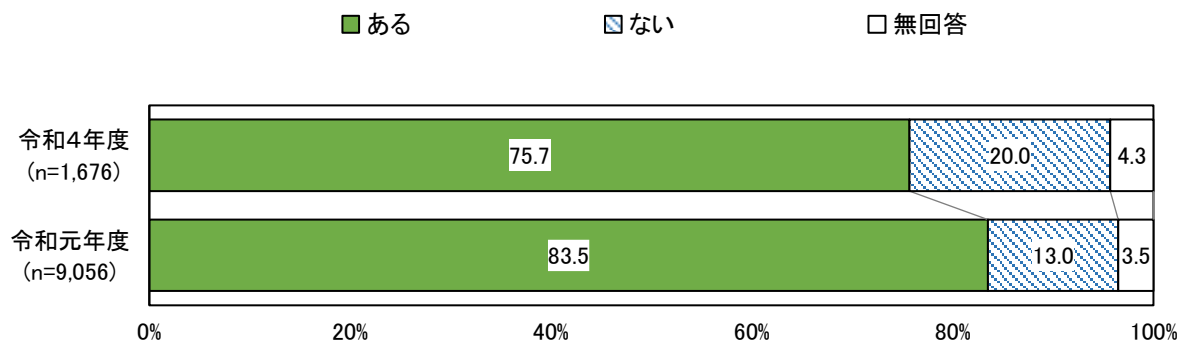
単位：%

	n	運動器機能	転倒	閉じこもり	低栄養	口腔機能	認知機能	うつ傾向
全体	1,676	14.9	30.1	19.4	1.3	25.2	44.6	42.8
前回(R1)	9,056	12.5	-	14.8	1.0	18.7	41.7	39.6
65-69歳	275	5.1	24.4	6.9	0.7	14.9	34.2	44.7
70-74歳	422	7.8	25.1	17.5	1.4	20.1	40.5	39.6
75-79歳	475	14.5	28.8	17.1	1.1	28.4	44.4	43.6
80-84歳	338	23.7	38.5	23.7	1.8	30.5	51.2	44.1
85歳以上	166	32.5	38.6	42.8	1.8	35.5	59.0	42.8
男性	831	11.7	28.4	17.0	1.4	24.3	42.1	37.7
女性	845	18.1	31.7	21.8	1.2	26.2	47.0	47.8
第1圏域	550	14.2	29.6	20.5	1.5	25.8	44.2	43.3
第2圏域	590	17.3	31.5	22.4	1.4	25.4	44.4	42.9
第3圏域	536	13.1	28.9	14.9	1.1	24.4	45.1	42.2

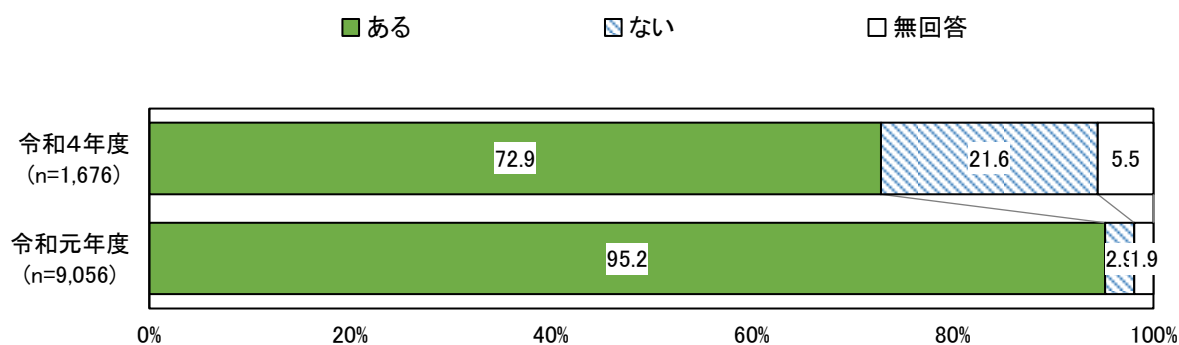
2 医療に関する啓発活動の促進 ～引き続き情報提供をしていく必要があります～

かかりつけ医があるのは75.7%、かかりつけ歯科医があるのは72.9%、かかりつけ薬局があるのは55.5%で、いずれも前回の調査から減少しています。

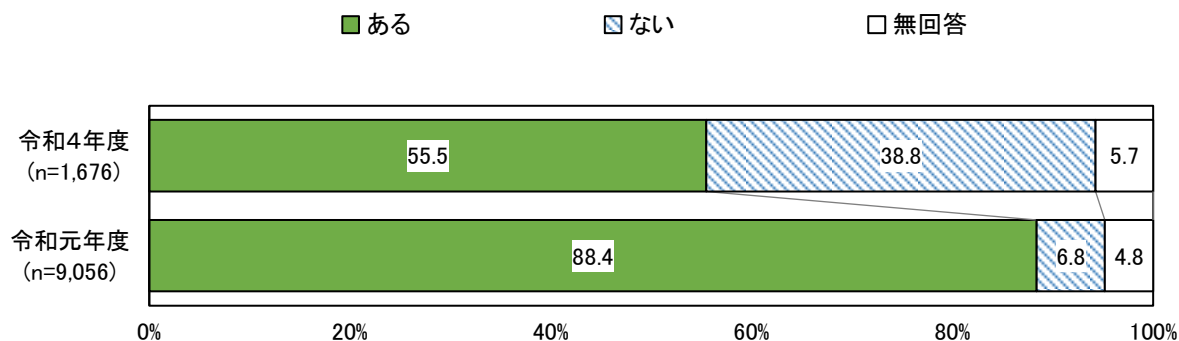
■かかりつけ医の有無（ニーズ調査）



■かかりつけ歯科医の有無（ニーズ調査）



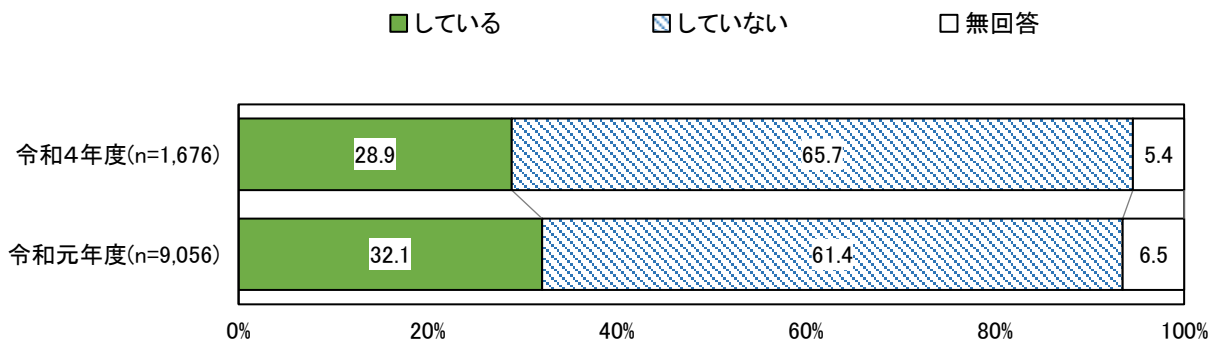
■かかりつけ薬局の有無（ニーズ調査）



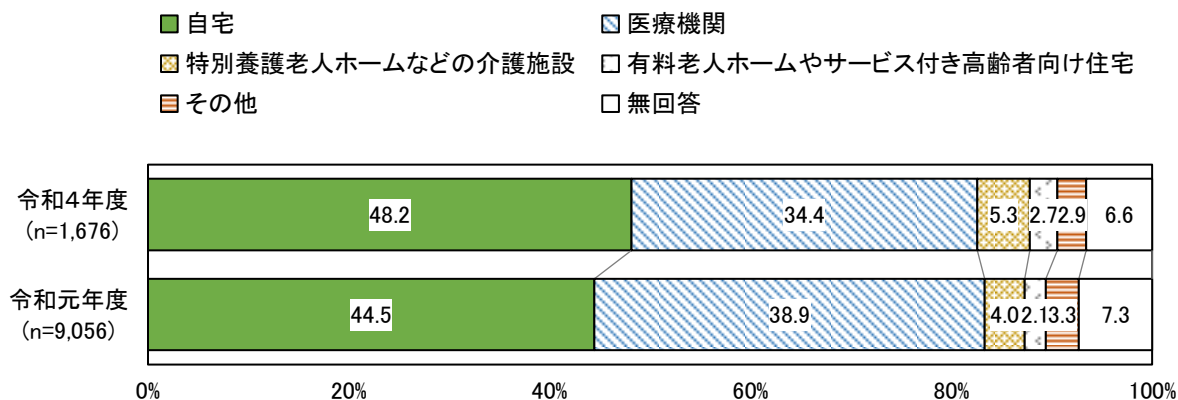
3 終末期に関する啓発活動の推進 ～引き続き理解促進を図る必要があります～

終末期についての家族との話し合いをしているのは28.9%となっています。人生の最後を迎えたい場所は、「自宅」が48.2%、「医療機関」が34.4%などとなっています。しかし、4割強が自宅での療養が困難であると回答しており、その理由として「家族に負担を掛けたくない」が75.2%を占めています。

■終末期についての家族との話し合い（ニーズ調査）



■人生の最後を迎えたい場所（ニーズ調査）



■自宅で療養することが困難と考える理由（ニーズ調査）

単位：%

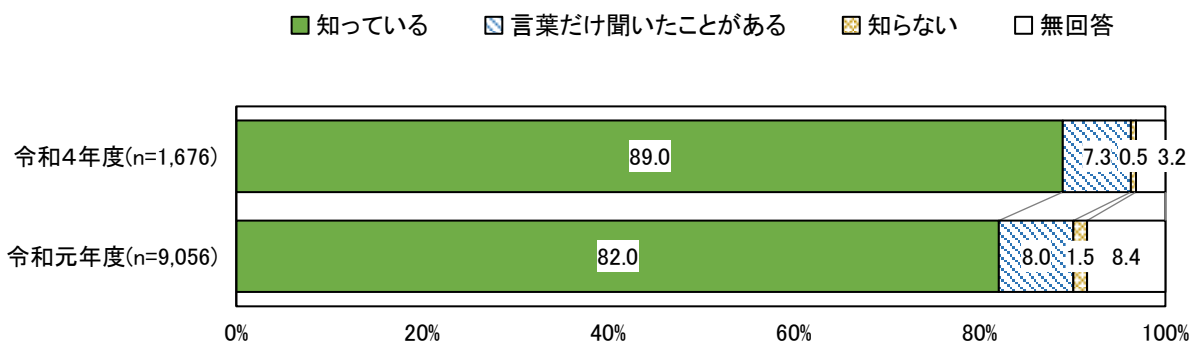
	家族に負担を掛けたくない	症状が急変したときに不安がある	経済的負担が大きい	介護してくれる家族が近くにいない	居住環境が整っていない	その他	無回答
全体(n=725)	75.2	46.9	28.0	25.7	25.4	3.3	0.7
第1圏域(n=242)	76.0	50.4	37.6	26.9	28.9	2.5	0.0
第2圏域(n=256)	74.2	44.1	23.4	25.0	20.7	2.7	0.8
第3圏域(n=227)	75.3	46.3	22.9	25.1	26.9	4.8	1.3

4 認知症に関する周知啓発の推進 ～さらなる高齢化を見据えた周知啓発が必要です～

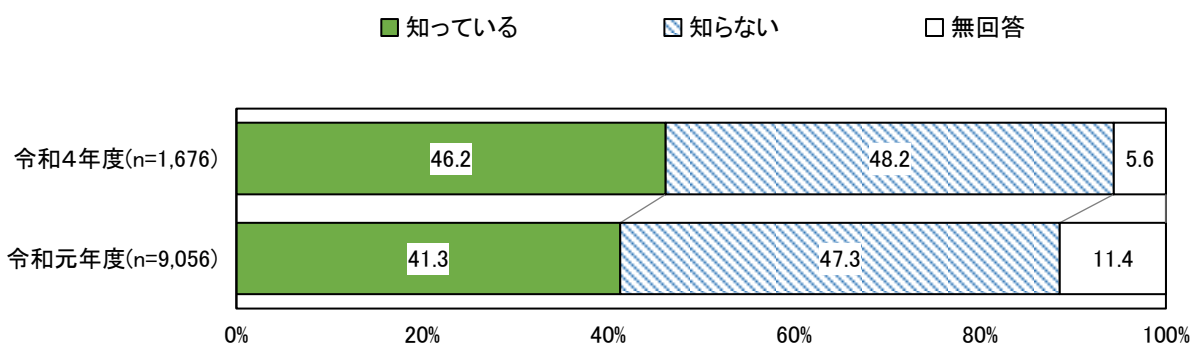
89.0%が認知症を「知っている」と回答していますが、認知症の原因となる病気で予防できるものがあることの認知度は46.2%、認知症の相談窓口の認知度は20.3%となっています。

また、認知症及び認知症の原因となる病気で予防できるものがあることの認知度は前回の調査から高くなっていますが、認知症の相談窓口の認知度は変化がありません。

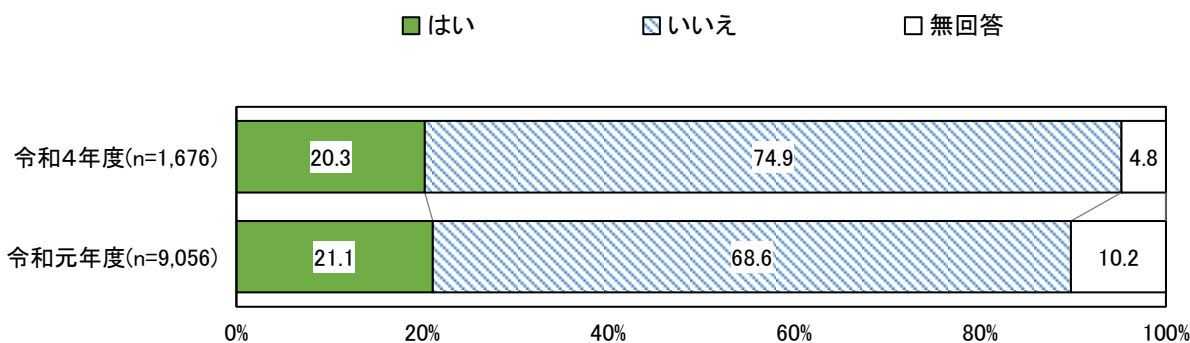
■認知症の認知度（ニーズ調査）



■認知症の原因となる病気には予防できるものがあるか（ニーズ調査）



■認知症の相談窓口を知っているか（ニーズ調査）

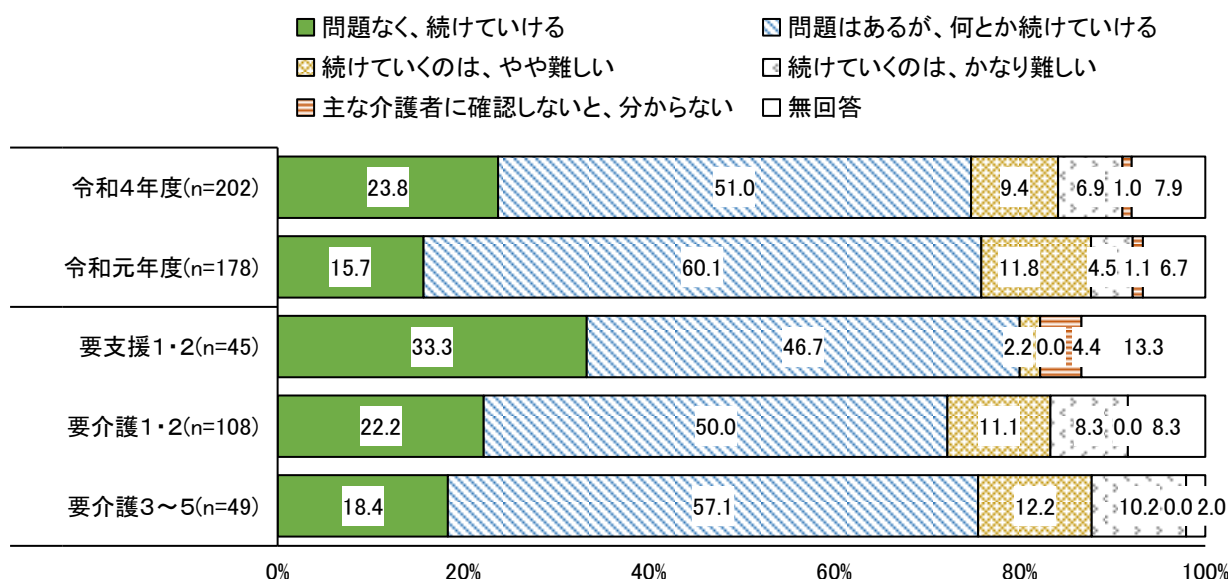


5 介護保険サービスの提供体制の充実 ～サービス提供体制の充実が求められます～

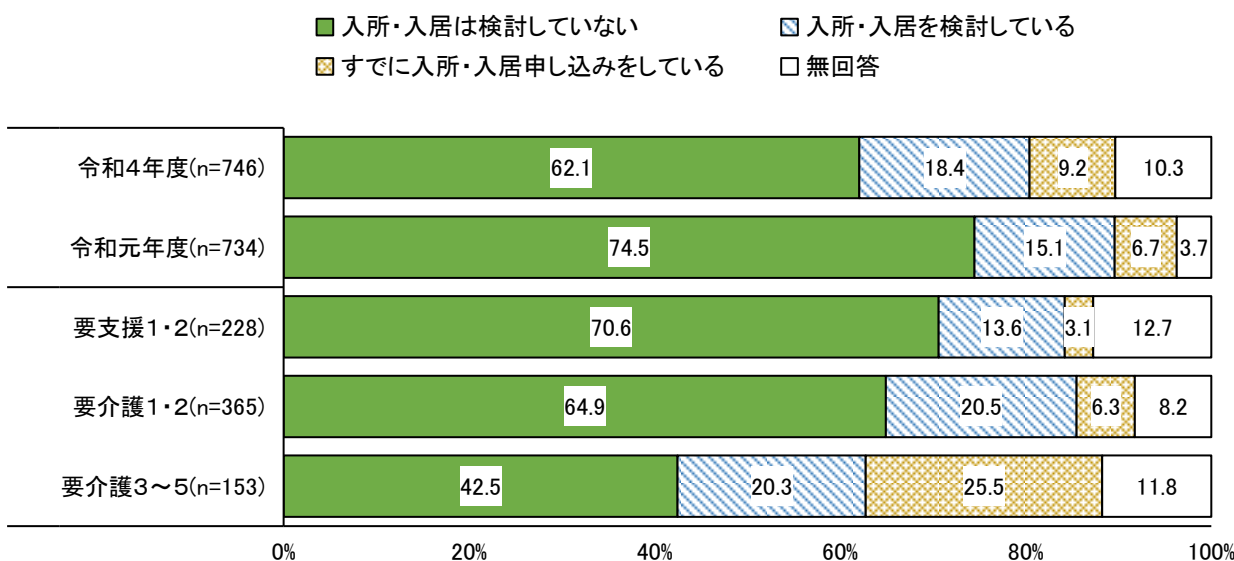
主な介護者の仕事と介護の両立について、「問題はあるが、何とか続けていける」が51.0%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が23.8%で、合わせると74.8%が継続できると回答しています。ただし、問題があるという点では、67.3%が問題を抱えている又は両立困難と分析することができます。

施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が62.1%を占めています。「すでに入所・入居申し込みをしている」との回答は、要介護度が高いほど多くなっており、要介護3～5では25.5%となっています。

■主な介護者の仕事と介護の両立（実態調査）



■施設等への入所・入居の検討状況（実態調査）



6 身近な地域での生活支援体制の充実

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が27.1%、「外出同行（通院、買い物など）」が23.2%、「配食」が17.4%、「見守り、声かけ」が15.4%、「掃除・洗濯」が14.6%などとなっています。

単身世帯では、全体的に割合が高くなっており、在宅生活の継続に様々な支援・サービスを必要としていることがうかがえます。

■不安に感じる介護（実態調査）

単位：%

	移送サービス (介護・福祉タ クシー等)	外出同行(通 院、買い物な ど)	配食	見守り、声かけ	掃除・洗濯	買い物(宅配は 含まない)
全体(n=746)	27.1	23.2	17.4	15.4	14.6	12.1
要支援1・2(n=228)	28.5	24.1	15.8	11.4	14.9	15.4
要介護1・2(n=365)	28.5	25.8	19.5	17.5	16.4	12.3
要介護3～5(n=153)	21.6	15.7	15.0	16.3	9.8	6.5
単身世帯(n=191)	26.2	30.9	29.3	26.2	29.8	20.4
夫婦のみ世帯(n=228)	32.0	22.8	16.2	12.7	14.0	12.3
その他(n=297)	25.6	19.9	12.1	11.8	6.4	7.7

	ゴミ出し	サロンなどの 定期的な通い の場(お茶飲み や運動など、 地域を中心とし た通いの場)	調理	その他	特になし	無回答
全体(n=746)	11.4	9.4	8.7	6.7	26.5	14.2
要支援1・2(n=228)	12.3	11.4	6.1	3.9	27.6	9.6
要介護1・2(n=365)	12.9	10.1	10.1	5.8	24.9	14.0
要介護3～5(n=153)	6.5	4.6	9.2	13.1	28.8	21.6
単身世帯(n=191)	25.1	13.1	13.1	9.4	19.4	7.9
夫婦のみ世帯(n=228)	9.6	7.9	10.5	1.8	28.1	13.6
その他(n=297)	4.4	9.1	5.4	9.1	31.0	14.5

7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援の充実

感染症拡大による生活への影響について、「旅行や買い物などで外出することが減った」が57.2%、「友人・知人や近所付き合いが減った」が51.5%、「別居している家族と会う機会が減った」が33.2%などとなっており、外出する機会や人と会う機会が減少していることがうかがえます。

また、自粛生活による自身の変化について、「体を動かす機会が減って体力が落ちた」が31.0%、「身だしなみを気にしなくなった」が21.4%、「外出の機会が減って孤独を感じるようになった」21.2%などとなっており、半数以上が何らかの心身への負担を感じている状況です。

■新型コロナウイルス感染症の拡大による生活への影響（ニーズ調査）

単位：%

	旅行や買い物などで外出することが減った	友人・知人や近所付き合いが減った	別居している家族と会う機会が減った	メール、電話、オンラインでの連絡が増えた	家族と過ごす時間が増えた	医療を受ける回数(通院回数など)が減った	医療費の支出が増えた	仕事をする日数や時間数が減った
全体(n=1,676)	57.2	51.5	33.2	26.4	16.9	8.1	6.9	5.9
65～74歳(n=697)	61.8	53.2	32.4	29.1	17.8	9.2	5.3	8.0
75歳以上(n=979)	53.9	50.3	33.8	24.4	16.2	7.3	8.1	4.4

	ボランティア活動をする日数や時間数が減った	仕事をやめた(仕事がなくなった)	ボランティア活動をやめた(中止になった)	介護サービスを受ける回数が増えた	その他	特に影響はなかった	無回答
全体(n=1,676)	3.8	3.3	3.2	0.4	2.1	11.9	6.3
65～74歳(n=697)	4.0	3.6	2.4	0.1	2.2	9.6	4.4
75歳以上(n=979)	3.6	3.2	3.7	0.6	2.1	13.6	7.6

■自粛生活における自身の変化（ニーズ調査）

単位：%

	体を動かす機会が減って体力が落ちた	身だしなみを気にしなくなった	外出の機会が減って孤独を感じるようになった	閉じこもりがちになった	物忘れが進んでいると感じた	生活リズムが乱れた
全体(n=1,676)	31.0	21.4	21.2	17.9	15.9	11.8
65～74歳(n=697)	28.0	20.5	16.9	16.6	10.0	11.5
75歳以上(n=979)	33.1	22.1	24.2	18.8	20.1	12.1

	あまり眠れなくなった	口の健康に気を使わなくなった	栄養バランスに気を使わなくなった	その他	変化はなかった	無回答
全体(n=1,676)	11.6	4.1	3.4	3.0	32.4	7.6
65～74歳(n=697)	7.0	4.6	2.7	1.9	40.2	5.3
75歳以上(n=979)	14.9	3.7	3.9	3.9	26.9	9.2

第4章

第8期計画の実施状況と課題

第1節 生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する

<施策の方向性1>生涯、元気で活躍する環境をつくる

【管理指標】

指標	単位	令和2年度	令和4年度	令和5年度
				《計画値》
65歳以上人口に対する要介護等認定者の割合	%	13.1	14.4	14.5
65歳以上で、週1回以上運動やスポーツのグループに参加している割合	%	16.8	12.5	17.1

【第8期計画における主な取組】

- コロナ禍においても、感染予防対策を講じながら介護予防教室を継続しました。自粛生活による体力低下を防ぐだけでなく、閉じこもりによるコミュニケーション不足を補うように努めました。
- 健康への市民理解の促進のため、市オリジナルの脳トレ問題集「吉川市脳活ドリル」を発行しました。コロナ禍による外出制限の中、家族との幸せなひとときを過ごすツールとして活用されました。
- 地域活動などの参加率が低い傾向にある男性をターゲットに「男性のための運動教室」を開催しました。体操だけでなく、そば打ちといった体験型の内容も取り入れ、男性の社会参加の創出を促しました。
- 埼玉県立大学と連携し、フレイルチェックによる健康づくり・体力づくりの習慣化に取り組みました。また、フレイルチェックの運営に携わるフレイル予防サポーターを養成しました。
- 指定管理者制度を活用し、NPO法人による老人福祉センターの運営を充実させました。

(1) 健康づくり・体力づくりの習慣化と健康への市民理解の促進

ニーズ調査によると、生活機能の低下リスクの該当者が増加しているため、運動教室等による健康づくりや体力づくりに参加するきっかけづくりとなる教室やイベント等を継続的に開催する必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○いきいき運動教室（中央公民館、総合体育館、おあしす、美南地区公民館、東部地区公民館 計5会場）	開催回数	252回	261回
	参加者数	延べ788人	延べ626人
○はつらつ運動教室（平沼地区公民館・美南地区公民館 計2会場）	開催回数	112回	120回
	参加者数	延べ103人	延べ106人
○男性のための運動教室	参加者数	延べ18人	延べ38人

(2) 社会参加型の介護予防の推進と高齢者の就労支援

シルバー人材センターの会員数に減少が見られます。働く意欲のある高齢者の生きがいづくりと社会貢献を促進するための活動を行っているシルバー人材センターに対して、活動に対する支援や窓口等について周知・啓発を図っていく必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○シニア元気塾	テーマ(「農業」「高齢者支援」「スポーツ」「観光」)別参加者数	延べ569人	延べ747人
	たまり場参加者数	延べ80人	延べ208人
○健康づくり・介護予防リーダー養成数		延べ247人	延べ247人
○介護支援ボランティア登録者数		60人	62人
○シルバー人材センターの会員数		510人	433人

(3) 生きがい活動の支援

老人福祉センターの指定管理者が実施している自主事業や自主サークル活動(卓球、カラオケ、体操など)が活発になっていることで、老人福祉センターの利用者数が増加している一方、老人クラブ数及び会員数は減少傾向にあるため、指定管理者による老人クラブ及び連合長寿会の支援を継続していく必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○老人クラブ活動への支援	老人クラブ数	32クラブ	27クラブ
	老人クラブ会員数	1,012人	841人
○老人福祉センターの利用者数		14,270人	19,709人
○平沼地区高齢者ふれあい広場(シニア元気塾たまり場)の開催		第1・3水曜	第1・3水曜

第2節 地域のつながり、地域の支え合いの力を高める

＜施策の方向性1＞高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

【管理指標】

指標	単位	令和2年度	令和4年度	令和5年度
				《計画値》
要介護者見守りネットワークの協定事業所数	事業所	96	140	120※
認知症サポーター養成講座の受講者数	人	4,769	5,470	5,819
健康づくり・介護予防リーダー数	人	237	247	323
地域型介護予防教室実施自治会数	カ所	44	46	46
地域支え合い会議開催数	回	9	23	42

※地域福祉計画で定めているため令和5年度の値ではなく令和3年度の数値

【第8期計画における主な取組】

- 市全域における資源の開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う第1層生活支援コーディネーターを1名、令和5年度から小学校区単位（第2層）を担当する第2層生活支援コーディネーターを1名配置しました。また、協議体の設置には至っていない地区についても、地域住民や関係機関との話し合いの場を設け、地域のネットワーク構築に努めました。
- 地域型介護予防教室に理学療法士を派遣し、地域における介護予防活動の促進を図りました。また、住民が主体的に運動等の講師が担えるよう、健康づくり・介護予防リーダーの育成とそのフォローアップを行いました。
- 認知症及び若年性認知症に対する理解を促進するため、県の認知症本人大使を講師に招き、認知症の普及・啓発イベントを開催しました。
- 住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症の進行状況に応じた医療・介護サービスを示した「認知症ケアパス（第4版）」を作成しました。介護サービス事業所や医療機関などに配布し、普及・啓発に努めました。
- 認知症の早期診断・早期対応により自立した生活を支援するため、認知症初期集中支援チームによる支援を実施しました。
- 要支援者の災害時の避難等の支援に関し、避難行動要支援者名簿に基づく支援体制の構築を先進的に行っている自治会の取り組みを他の自治会へ情報共有しました。

(1) 地域の担い手づくりと住民主体の通いの場の充実

本市では、75歳以上の人口割合に大幅な上昇が見込まれるため、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加も見込まれます。そのため、高齢者が住み慣れた地域で引き続き生活を送れるよう、地域住民によるつながりや主体的な支え合い活動を推進する必要があります。

また、地域での介護予防活動を促進するため、地域型介護予防教室やサロン活動等の住民主体による活動の支援を継続していく必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○生活支援コーディネーターの配置	第1層	1人	1人
	第2層	0人	0人
○地域型介護予防教室の開催	奨励金交付自治会数	21自治会	24自治会
○健康づくり・介護予防リーダーのフォローアップ講習会	開催回数	3回	2回
	参加者数	56人	87人
○住民主体による「ふれあいサロン」活動への助成	助成金の交付	実施	実施
○なまらん体操・なまらん体操プラスの推進	実施自治会数	8自治会	8自治会
	体力測定・結果説明理学療法士派遣	2回	8回
	理学療法士出前講座	0回	2回

(2) 認知症に関する市民理解の促進

高齢化が進むにつれて、認知症の高齢者数の増加が見込まれるため、市民が認知症を正しく理解することができるよう、認知症サポーター養成講座を引き続き実施していく必要があります。

また、認知症に関する正しい理解と医療機関等の情報提供のため、認知症ケアパスの普及を進める必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○認知症キッズサポーターの養成	養成数	75人	110人
○認知症サポーター養成講座の開催	開催講座数	19回	19回
	参加者数	延べ307人	延べ394人
○認知症ケアパスの普及	相談、イベント時に配布	実施	実施 (4版を作成)

(3) 認知症早期発見体制の構築

認知症の「正しい知識の啓発と理解」、「早期発見」と「早期からの治療」を行うことによる状況改善・重度化の予防のため、認知症簡易チェックサイト運用や認知症に関するイベントを継続していく必要があります。

また、認知症の方への対応として、早期発見から早期診断につなげることが重要であるため、認知症初期集中支援チームによる支援を継続していく必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○認知症チェックサイトの運用	閲覧人数	3,339人	3,750人
○認知症イベントの開催	開催回数	1回	1回
	参加者数	26人	91人
○認知症初期集中支援チームによる支援	終結ケース	1ケース	1ケース

(4) 見守り体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で高齢者を見守る体制の構築が求められています。吉川市要援護者見守りネットワーク事業による見守り活動を充実させるとともに、高齢者の消費者被害が見受けられることから、引き続き、協定事業所の拡大を図る必要があります。

また、災害時に要支援者の安全を確保するため、要支援者へ適切な支援ができるよう民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等のネットワークづくりを進める必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○吉川市要援護者見守りネットワーク事業	協定事業所数	129事業所	140事業所
○連合長寿会による老人クラブ単位による友愛活動の促進		実施	実施
○災害時の要支援者名簿の管理	要支援者数	642人	628人
○見守りネットワーク講座等の開催	参加者数	—	25人

(5) 地域包括支援センターと地域の連携

各地域包括支援センターが担当する日常生活圏域において、自治会等の単位で地域ケア会議を開催し、地域における課題の共有や支え合い助け合いのネットワークづくりを強化していく必要があります。

(6) 高齢者の権利擁護

高齢者人口の大幅な増加に伴い、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれています。高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及や利用支援を引き続き進めていく必要があります。

また、高齢者虐待を未然に防止するため、虐待に対する正しい理解の普及を進める必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○成年後見制度の利用支援	市による申し立て件数	2件	2件
	後見人への報酬助成件数	4件	2件

(7) 介護者の支援

実態調査によると、介護者の多くは何らかの問題を抱えたまま家族の介護又は介護と仕事の両方を担っている状況です。認知症の方や介護しているご家族を支援するため、認知症地域支援推進員による相談活動やなまりんオレンジカフェ(認知症カフェ)の開催、介護者同士が介護体験や介護に関する悩みを共有できる場の創出を進める必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○認知症地域支援推進員の配置	配置人数	5人	5人
○認知症カフェの開催	開催回数	42回	44回
	参加者数	延べ310人	延べ335人
○位置情報提供システムによる支援	機器貸与台数	19台	15台
	位置情報検索性件数	690件	943件
○在宅高齢者介護支援手当の支給 (所得税非課税世帯)	支給者数	11人	10人

第3節 地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める

<施策の方向性1> 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

【管理指標】

指標	単位	令和2年度	令和4年度	令和5年度
				《計画値》
地域包括支援センターの相談件数	件	2,960	3,039	2,823
かかりつけ医の有無	%	77.2	75.7	81.0

【第8期計画における主な取組】

- 在宅医療サポートセンターにおいて、在宅での療養を支援するため、療養支援ベッドを確保するとともに、医療・介護事業所からの在宅医療と介護の連携に関する相談に対して、医療機関の紹介や助言を行いました。
- 医療と介護の連携を図るため、メディカルケアステーション（MC S）の運用を進めるとともに、吉川・松伏多職種連携の会の開催及び医療・介護者従事者向けの研修会を開催しました。

（1）地域包括支援センターの相談支援体制の強化と認知度の向上

高齢者の生活や介護などの地域における相談支援を進めるため、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターについて、引き続き市民への周知・啓発を図っていく必要があります。

また、今後、高齢者を含めた多様化する重層的な課題に対し、部門横断的に幅広く対応できる相談支援体制の整備が必要です。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○地域包括支援センターの相談件数	第1圏域	998件	1,006件
	第2圏域	982件	1,000件
	第3圏域	956件	1,033件

(2) 在宅医療と介護連携の強化

在宅での療養を支援するため、引き続き在宅医療サポートセンターの相談活動を進めるとともに、療養支援ベッドの確保、往診医登録制度の普及を図る必要があります。

また、医療と介護の連携を図るため、メディカルケアステーション（MCS）の運用を進めるとともに、吉川・松伏多職種連携の会の開催、医療・介護従事者向け研修を進める必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○在宅医療サポートセンターの設置 (看護師、介護支援専門員による相談支援)		実施	実施
○在宅医療利用者用の療養支援ベッドの確保	療養支援ベッド数	3床	3床
	利用者数	6人	1人
	活用日数	延べ68日	延べ9日
○往診医登録制度の普及	訪問医療医	18医療機関	18医療機関
○医療機関・介護サービス事業所検索システムの運用		運用	運用
○吉川・松伏多職種連携の会の開催	開催回数	0回	4回
○医療・介護従事者向け研修	開催回数	1回	1回

(3) 在宅医療と在宅介護の市民理解の促進

医師が地域のつどいの場に出向いて実施するACP講座（人生会議）を開催し、市民の在宅医療・在宅介護に関する理解・促進を図る必要があります。

また、私の意思表示ノートやエンディングノートを配布し、在宅医療・在宅介護を考えるきっかけづくりを進める必要があります。

取組内容		令和3年度	令和4年度
○人生会議の普及啓発	開催回数	2回	3回
	参加者数	延べ44人	延べ68人

(4) 総合事業の基盤づくり

従来の介護事業所による訪問介護に加え、ボランティア団体等が行う「多様なサービス」に対する補助金制度を整備しました。また、住民主体型サービスを実施する団体に対して、市が保有する移動支援車両の貸出しを開始しました。引き続き、総合事業の基盤整備を進める必要があります。

取組内容	令和3年度	令和4年度
○基準緩和型訪問型・通所型サービスの実施に向けた協議	実施	実施
○訪問型サービスDの整備	—	実施

(5) 外出しやすい環境づくり

要介護者を対象とした外出支援サービスや、交通利便性が比較的低い地域に住み、自身又は家族による移動が困難な75歳以上の高齢者の方を対象にタクシー利用料の一部助成を行うなど、外出しやすい環境づくりに努めました。引き続き、移送サービスを支援することで、安心して暮らせる環境整備に努める必要があります。

取組内容	令和3年度	令和4年度	
○タクシー会社(委託)による外出支援サービスの実施(要介護3以上)	利用登録者数	14人	19人
	利用回数	195回	98回

(6) 住まいの確保

各人の選択の余地が大きい住宅について家賃の金銭的支援を行うことは公平性に課題が認められますが、本制度を前提に生活設計を行っている例もあると考えられ、影響は大きいことから、今後の検討課題とします。

取組内容	令和3年度	令和4年度	
○高齢者世帯における賃貸住宅家賃の一部助成(単身・高齢者世帯)	支給世帯数	179世帯	174世帯

＜施策の方向性2＞利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

（1）居宅サービスの提供体制の確保

居宅サービスの利用により、在宅での生活を継続できるよう、ケアマネジャーや介護サービス提供事業所と連携し、必要なサービス提供量を確保する必要があります。

取組内容	令和3年度	令和4年度
○介護サービス提供体制の確保・充実を図るための相談の実施	実施	実施

（2）地域密着型サービスの提供体制の確保

地域密着型サービスの提供体制を確保するため、ケアマネジャーや介護サービス提供事業所と連携し、必要なサービス提供量を確保する必要があります。

取組内容	令和3年度	令和4年度
○小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に向けて事業者との協議	実施	実施

（3）施設サービスの提供体制の確保

ケアマネジャー等との連携により施設介護サービスの必要量の把握を進め、施設の整備について検討する必要があります。

取組内容	令和3年度	令和4年度
○入所施設の必要性の検討	実施	実施

（4）介護従事者の確保と育成の支援

高齢者の増加に伴い、必要とされる介護従事者の確保と育成支援は重要であるため、サービス提供事業所との連携により介護人材の必要量の把握を進め、求人情報の紹介、合同就職面接会の開催など、人材確保に向けた支援を行う必要があります。

取組内容	令和3年度	令和4年度
○求人情報の紹介、合同就職面接会の開催	実施	実施

(5) 介護保険制度の理解促進

介護保険制度による適切なサービス利用を進めるため、市ホームページや各種パンフレット等による情報提供を進める必要があります。

取組内容	令和3年度	令和4年度
○市ホームページ、広報、各種パンフレットによる周知	実施	実施

(6) サービスの質の向上のための基盤整備

介護サービスの質の向上を図るため、ケアプランチェックや自立支援型地域ケアマネジメント会議の開催、介護サービス相談員の派遣、介護サービス提供事業者への指導を進める必要があります。

取組内容	令和3年度	令和4年度
○ケアプランチェック	実施	実施
○介護サービス相談員の派遣	相談員数	11人
	訪問施設数	6カ所*
○介護サービス提供事業者への指導・監督	運営指導件数	2件

※施設の面会制限等により、令和2年から令和4年の間は訪問を見合わせました。

(7) その他の福祉事業

取組内容	令和3年度	令和4年度
敬老祝品・祝い金贈呈事業 ・88歳、99歳に祝品または祝金（1万円）を贈呈	祝品贈呈者数	70人
	祝金贈呈者数	178人
公衆浴場無料入浴券の交付 ・65歳以上の方に市内の公衆浴場の無料入浴券（月4枚、年間48枚）を交付	交付者数	451人
公共施設無料利用証の交付 ・高齢者及び高齢者団体に市内公共施設の無料利用証を交付（高齢福祉係配布分）	個人交付数	149枚
	団体交付数	234枚

※対象の一般公衆浴場廃業のため事業廃止

第5章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と地域の理想像

本計画では、基本理念である「高齢者の幸福実感の実現」のもとに、地域の理想像である「すべてのひとが 生涯にわたり居場所と役割を持ち 活躍する地域」を目指します。

この地域の理想像は、「人とのつながりを持ちたい」、「仲間と一緒にいたい」、「互いに支え合いたい」、「役割を持ちたい」、「生きがいを持ちたい」、「地域に参加していきたい」などの市民の想いと希望を地域の理想像としたものです。

この地域の理想像を実現することにより、高齢者それぞれの希望と選択に応じた高齢者の幸福実感につながるものと考えます。

なお、本市の最上位計画である「第6次吉川市総合振興計画」では、本市に関わるすべての方と共に目指す10年後の将来都市像を「幸せつながる みんなのまち よしかわ」として掲げまちづくりを進めており、本計画の基本理念と地域の理想像は、将来都市像の実現にもつながるものとして、計画を推進します。

基本理念

高齢者の幸福実感の実現

地域の理想像

**すべてのひとが 生涯にわたり居場所と
役割を持ち 活躍する地域**

第2節 基本目標

1 生涯、元気で活躍する環境をつくる

生涯を通じた社会参加により自らの健康を維持するため、身近な場所で健康づくり・体力づくりを習慣化できる仕組みづくり、知識や経験を活用できる社会参加・就労の機会づくり、心豊かに充実した生活を送るための生きがいがいづくりにより、生涯元気で活躍する環境をつくります。

2 高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

地域のつながり、地域の支え合いの力を高めるため、地域の多様な社会資源（NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、自治会など）との連携による支え合い活動の担い手や通いの場づくりに取り組むとともに、認知症の理解、見守り体制、権利擁護、介護者の支援により、高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくります。

3 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

地域包括ケアシステムを深化するため、地域包括支援センターの活動、在宅医療と介護の連携、総合事業、外出支援、住まいの支援などの取組を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境をつくります。

4 利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

介護保険制度の持続性を高めるため、高齢者人口の増加に対応した介護保険サービスの質の維持・向上、介護人材の確保、サービスの適正利用を促進し、利用者に応じた介護サービス提供体制をつくります。

第3節 地域共生社会実現に向けた重点テーマ

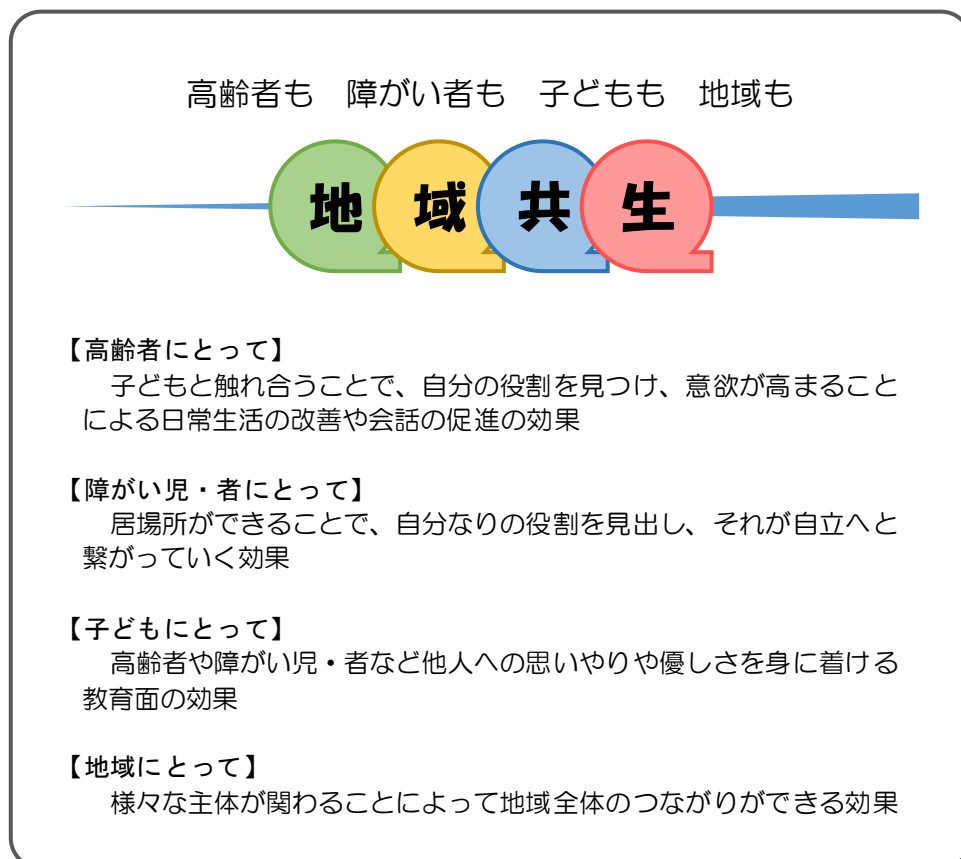
1 重点テーマの考え方

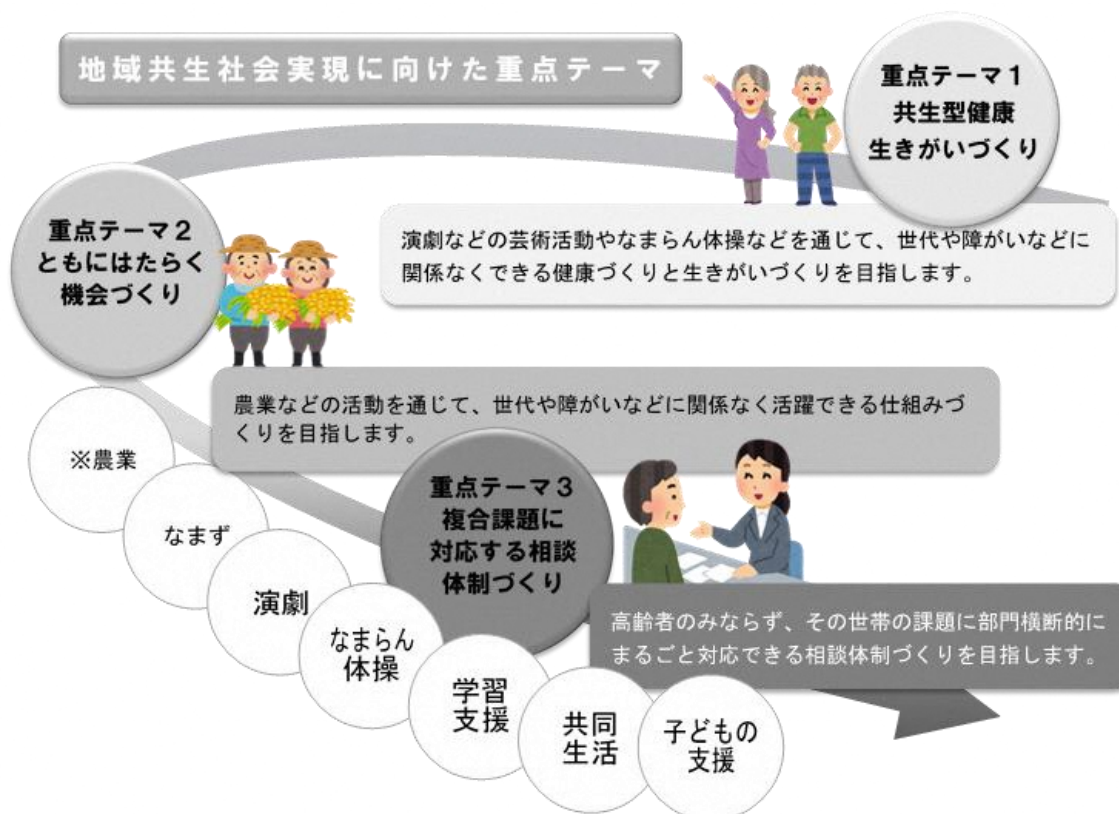
介護が必要となっても、住み慣れた地域で高齢者が尊厳の保持と自立した生活を継続することができるよう「地域包括ケアシステム」を深化・推進していく必要があります。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれておりますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念となります。

そのため、これらに同時に直面する世帯など、高齢者を含めたそれぞれの世帯の課題に部門横断的に幅広く対応できる支援体制の構築が重要であり、地域包括ケアシステムの構築を令和7年（2025年）に向け段階的に進める中で、すべての市民・関係者が地域の問題・課題を自分の事として捉え関わり、支え手・受け手という関係を超越して、多様な主体・担い手がつながり、「丸ごと」受け止める場を地域につくる「地域共生社会」の実現に向けた段階的な取組が求められています。

第8期計画において、利用者を限定しない分野横断的な視点を加えた重点テーマを掲げ、令和7年（2025年）を目途に、地域共生社会の実現に向けて段階的に取り組むための基礎づくりを進めています。





※テーマを実現するための取組分野の例を示すものです。

2 重点テーマの取組状況

『重点テーマ1』 共生型健康生きがいがづくり

- 一般介護予防事業に、発声や喜怒哀楽の表現など演劇の要素を取り入れた運動機能の向上を図りました。引き続き、演劇の要素などの多様な視点を取り入れ、魅力ある介護予防事業を展開していきます。
- 誰もが参加できるポッチャ大会を開催し、世代や障がいなどに関係なくできる共生型健康生きがいがづくりに取り組みました。
- 市オリジナルの脳トレ問題集「吉川市脳活ドリル」を2回発行しました。製作にあたっては、本市在住の迷路クリエイターや県立吉川美南高等学校の生徒など多様な担い手が携わり、多世代で楽しめるツールとして活用されました。

『重点テーマ2』 ともにはたらく機会づくり

- ともにはたらく機会づくりとして、認知症サポーター養成講座の受講者に配布するオレンジリングの制作を市内障がい者支援施設に依頼し、本市オリジナルのオレンジリングとしました。

『重点テーマ3』 複合課題に対応する相談体制づくり

- 高齢者のみならず、その世帯が抱える複合的な課題に対して、庁内関係課および関係団体等が連携し、ワンストップの支援が行えるよう重層的支援体制整備事業の体制づくりに取り組みました。

第6章

日常生活圏域と地域支援事業の今後の方向性

第1節 日常生活圏域と地域包括支援センターの設置

「日常生活圏域」とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位です。

本市では、高齢者人口や自治会など地域における活動の単位を考慮して、中学校圏域を基本に「日常生活圏域」を設定します。

また、この圏域を身近なところで相談やサービスが受けられる圏域として捉え、地域包括支援センターを日常生活圏域に1カ所配置しています。

今後、さらなる高齢化の進行が見込まれ、相談内容も複雑化・複合化していることから、地域包括支援センターの体制強化を進めていきます。

■日常生活圏域別人口、高齢者数、高齢化率

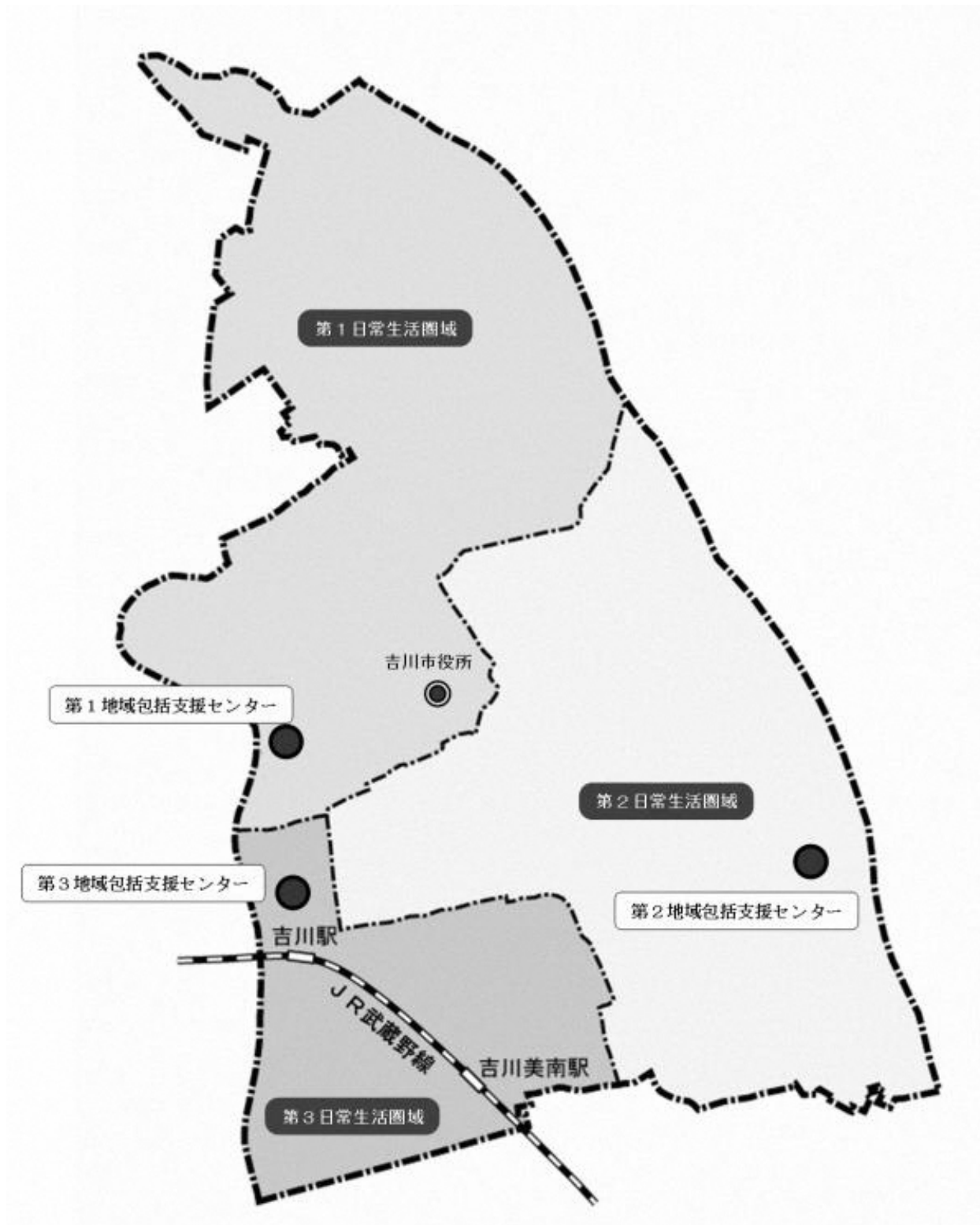
日常生活圏域	圏域人口	高齢者数	高齢化率
第1圏域	22,573人	5,885人	25.9%
第2圏域	20,842人	6,489人	31.1%
第3圏域	29,277人	5,271人	18.0%

資料：住民基本台帳人口（令和5年4月1日現在）

■日常生活圏域別担当地域

日常生活圏域	担当地域
第1圏域	上内川、下内川、八子新田、鍋小路、川藤、南広島、拾壺軒、旭、須賀、川野、川富、関、吉川、きよみ野、吉川団地、平沼の一部、中央一丁目～三丁目の一部
第2圏域	三輪野江、土場、飯島、半割、加藤、吉屋、関新田、上笹塚、会野谷、中井、鹿見塚、皿沼、中島、小松川、二ツ沼、平方新田、深井新田、栄町、新栄、中野、保の一部（二郷半用水東側）、平沼の一部（二郷半用水東側）、中央一丁目～三丁目の一部
第3圏域	平沼の一部（二郷半用水西側）、平沼一丁目、保の一部（二郷半用水西側）、保一丁目、共保、木売、高富、高久、中曽根、道庭、美南、富新田、木売新田、中川台

■日常生活圏域区分図



第2節 日常生活圏域の地域密着型サービスの量の見込み

当市では、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の必要定員総数を日常生活圏域ごとに次のとおり見込みます。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の必要利用定員総数

日常生活圏域	現状	見込み		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1圏域	4人	5人	6人	8人
第2圏域	7人	6人	7人	9人
第3圏域	2人	4人	5人	7人
全市	13人	15人	18人	24人

※令和5年度の現状は、10月サービス提供分の人数です。

第3節 地域支援事業の今後の方向性

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

事業名	取組内容
①訪問型サービス	旧介護予防訪問介護相当の訪問介護に加え、住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス（訪問型サービスB）、リハビリテーション専門職が関与するサービス（短期集中予防サービス）、移動支援や移送前後の生活支援（訪問型サービスD）について、地域の実情に応じて整備を進めます。
②通所型サービス	旧介護予防通所介護相当の通所介護に加え、NPOや民間事業所による基準を緩和したデイサービス（通所型サービスA）、リハビリテーション専門職が関与するサービス（短期集中予防サービス）について、地域の実情に応じて整備を進めます。
③介護予防ケアマネジメント	高齢者の自立支援を目的として、心身等の状況に応じた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な介護予防ケアマネジメントを実施します。

(2) 一般介護予防事業

事業名	取組内容
①いきいき運動教室等の実施	高齢者が運動習慣のきっかけづくりとすることを目的に、筋トレや音楽体操などを組み合わせた介護予防教室を実施します。
②健康づくり・介護予防リーダーの育成	健康づくり・介護予防リーダー育成講習会を開催するとともに、既に地域で活躍する健康づくり・介護予防リーダーのスキルアップを図るため、リハビリテーション専門職を活用し、住民主体の「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりが継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。
③介護ボランティアポイントの付与	高齢者が市の指定した介護保険施設等で行ったボランティア活動にポイントを付与し、高齢者の社会参加を促進や健康増進、介護予防を図ります。

2 包括的支援事業

本市では、高齢者が地域で安心して生活できるよう、各地域包括支援センターを総合窓口として、保健・医療・福祉に関する事業を総合的に実施します。

認知症施策の推進にあたっては、認知症施策推進大綱の中間評価及び国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて推進していく必要があります。

事業名	取組内容
①総合相談支援事業	地域包括支援センターの相談活動を通じて、高齢者世帯の実態把握や継続的な支援を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行います。
②権利擁護業務	高齢者のニーズに即した適切な支援により生活を維持できるよう、成年後見制度の利用支援、高齢者虐待、困難事例への対応、消費者被害の防止に取り組みます。
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	ケアマネジャーを支援するため、個別の相談支援やケアマネサロンを開催するとともに、自立支援型地域ケアマネジメント会議への支援を行います。
④介護予防ケアマネジメント	高齢者本人の心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう、必要な支援を行います。
⑤在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、在宅医療と介護の双方へのアクセスが向上し、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、吉川松伏在宅医療サポートセンター等との連携強化を図ります。
⑥生活支援サービスに関する体制の整備	多様な日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援コーディネーターと連携し、自治会単位の地域支え合い会議の推進を図ります。
⑦認知症総合支援事業	各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員の相談業務や認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応を通じて、認知症高齢者への支援の強化を図ります。

3 任意事業

事業名	取組内容
①介護給付適正化事業	介護保険制度の適正な事業運営を図るため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検や医療情報との突合を行います。
②家族介護支援事業	GPS機能を用いた位置情報検索サービスの利用にかかる費用の一部を助成することで、介護する家族の負担軽減を図るとともに、徘徊高齢者の迅速な発見につなげます。また、家族介護者（ケアラー）が相談しやすい集いの場の創出を進めます。
③成年後見制度利用支援事業	市町村申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。
④認知症サポーター養成事業	認知症についての市民の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催します。
⑤介護サービス相談員活動事業	施設入所者への相談活動を通じて、利用者の不安を解消し、事業者の提供する介護サービスの質の向上を図るため、サービス担当者等との調整を行う介護サービス相談員を派遣します。

第7章

高齢者福祉施策の推進

第1節 吉川市高齢福祉サービスの見直し

本市において、介護保険制度に基づく給付の他、多種の高齢福祉サービスを支給しています。これらのサービスについては、社会情勢や利用者を取り巻く環境の変化を踏まえて適時、検証を行うとともに必要な見直しを行うことで効果的かつ効率的なサービスとして提供されるべきであると考えています。

そのため、第9期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定をするにあたり、各種サービスについて現行制度の検証を行うとともに必要な見直しを行います。

1 見直しの視点

各種サービスの見直しにおいては以下の視点で整理を行いました。

- ①社会情勢の変化等
- ②費用対効果
- ③代替可能な類似サービスの存在
- ④公平性の観点

2 類型の内容

各種サービスを4つの視点で整理した後、以下の類型で整理を行いました。

- A 代替可能な類似サービスが存在し、それによって利用がない又は少ない事業
- B 社会情勢の変化によって必要性や効果が希薄になっている事業
- C 社会情勢の変化によって代替技術が存在するとともに費用負担に課題がある事業
- D 代替可能な類似サービスが存在するとともに、事業の目的に対する手段や費用対効果に課題が認められる事業
- E 公費によるサービスとして公平性に課題がある事業

3 検証対象とする高齢福祉サービスの一覧

類型	名称	検証対象の視点			
		①	②	③	④
A	ふれあいデイサービス		○	○	
A	日常生活サポートサービス			○	
A	生活安心ヘルプサービス			○	
A	くらしアップデイサービス			○	
B	買い物支援利用助成	○			
B	寝具洗濯乾燥サービス	○			○
C	位置情報提供サービス利用支援	○			○
C	緊急時通報システム貸与	○			○
D	高齢者配食サービス	○	○		
E	高齢者世帯賃貸住宅家賃助成				○
	社会福祉法人による生活困窮者利用者負担軽減に対する助成				
	介護予防・日常生活支援総合事業				
	いきいき運動教室				
	はつらつ運動教室				
	介護支援ボランティア活動支援				
	成年後見利用支援				
	日常生活用具の支給				
	生活支援ショートステイサービス				
	外出支援サービス				
	敬老祝品等贈呈				
	在宅高齢者介護支援手当支給				
	介護支援用品支給				
	介護保険利用料助成				
	高齢者タクシー利用助成				

【検証対象の視点】

- ①社会情勢の変化等
- ②費用対効果
- ③代替可能な類似サービスの存在
- ④公平性の観点

※直接提供されるサービスを対象とし、団体支援や間接的なサービスは対象外とする。

4 見直し対象サービスの概要と今後の方向性

類型「A」

代替可能な類似サービスが存在し、それによって利用がない又は少ない事業

(1) ふれあいデイサービス

①概要

高齢者の閉じこもり予防のためのデイサービスを実施。生活相談や趣味生きがい活動、軽い運動、健康チェックなどを実施する。(昼食あり)

②対象

おおむね65歳以上の(日中)ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で介護認定を受けていない方。閉じこもり予防を目的とした事業のため、週1回以上サークル活動や稽古事、シルバー人材会員としての活動がある方は対象外。

③利用者負担金 200円/1名(その他食費等実費:500円)

④定員 80人/年

⑤公費負担額 26,344円/月 ※総合事業(既存の代替サービス)20,017円/月

⑥実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	72	67	57	48	47

(2) 日常生活サポートサービス

①概要

日常生活に不安がある高齢者に対し、掃除、炊事、洗濯、買い物等の家事援助を行う。

②対象

おおむね65歳以上の(日中)ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯。

③利用者負担金 1時間当たり80円 ※減免規定あり

④委託料 1時間あたり1,076円

⑤実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	7	4	1	1	1
延べ利用時間(時間)	523	350	156	104	108
委託料(円)	983,950	342,557	156,005	104,224	111,499

※利用者数は年度末の値

(3) 生活安心ヘルプサービス

①概要

介護保険制度の介護認定の結果「自立」(非該当)と判断されたが、身体的に何らかの不安がある高齢者を支援するため、介護保険の訪問介護のうち家事援助と同等のサービスを提供する。

②対象

介護認定で「自立」(非該当)と判断されたおおむね65歳以上の者。

③利用者負担金 1時間当たり240円 ※減免規定あり

④委託料 1時間当たり2,532円×事務費1.05

⑤実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(人)	0	0	0	0	0

(4) 暮らしアップデイサービス

①概要

介護保険制度の介護認定の結果「自立」(非該当)と判定されたが、身体的に何らかの不安がある高齢者に対し、生活習慣の指導や心身機能等の維持向上及び介護する者の心身の負担軽減を図るため、介護保険の通所介護(デイサービス)と同等のサービスを提供する。

②対象

介護認定で「自立」(非該当)と判断されたおおむね65歳以上の者。

③利用者負担金 介護保険の通所介護(デイサービス)の利用者負担額に同じ(食費等実費) ※減免規定あり

④委託料 介護保険の通所介護(要支援)の介護報酬単価と同じ

⑤実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数(人)	0	0	0	0	0
延べ利用回数(回)	0	0	0	0	0
委託料(円)	0	0	0	0	0

【課題の整理】

要介護・要支援に至らないものの一定の状態に該当する方に対しては、介護保険制度で同様のサービスが設定されています。

【今後の方向性】

代替サービスがあり、又、ふれあいデイサービスについては、コスト高にもなっていることから廃止とします。

⇒令和6年3月末廃止

類型「B」**社会情勢の変化によって必要性や効果が希薄になっている事業****(5) 買い物支援利用助成****①概要**

買い物が困難な高齢者に対し、日常生活に必要な物を宅配する。

②対象

おおむね65歳以上の（日中）ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯。

③利用できる日時及び回数 週に一度、協定締結業者が指定する日**④手数料** 1件1回の配送に90円＋消費税**⑤実績**

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数（人）	1	1	3	4	6
延利用回数（回）	51	52	67	75	137
委託料（円）	4,959	5,102	6,534	7,425	14,157

(6) 寝具洗濯乾燥サービス**①概要**

寝たきり等の理由で、家庭において寝具洗濯や乾燥が困難な高齢者や障害者に対して、寝具の乾燥と洗濯のサービスを行う。

②対象

○高齢者 介護認定を受けている、おおむね65歳以上（日中）ひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯に属する方で、寝具の乾燥、洗濯が困難な方。

○障がい者 1～3級の身体障害者（児）で、常時寝たきりまたはその状態に準ずる方。

③利用回数 乾燥は年8回／年度、洗濯は年2回／年度を上限とする。**④利用料** 乾燥240円／1回、洗濯650円／1回 ※減免規定あり**⑤委託料** 乾燥2,400円＋消費税、洗濯6,500円＋消費税**⑥実績**

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数（人）	2	2	4	5	6
利用回数（回）	2	2	4	5	10
委託料（円）	11,664	9,192	22,440	35,750	50,050

【課題の整理】

日用品の宅配は、民間における類似サービスが一般化しています。寝具の洗濯・乾燥は、高齢者や障がい者特有のニーズではなく一般的に家庭やコインランドリーなどで行われており、福祉サービスとして実施する意義が低下していることに加え、利用も少ない状況です。

【今後の方向性】

福祉サービスとして実施する意義が低下しているため廃止とします。

⇒令和6年3月末廃止

類型「C」

社会情勢の変化によって代替技術が存在するとともに費用負担に課題がある事業

(7) 位置情報提供サービス利用支援

①概要

徘徊が見られる要支援者、要介護者及び知的障害者・精神障害者に対し、所持者の居場所が分かる端末機を貸与し、行方が分からなくなったとき、対象者が保持しているGPS端末の電波から、携帯電話などで対象者の位置を検索する。

②費用

委託料：4,510円／月額（1台当たり）

※利用者負担 初期費用3,000円＋消費税（登録料等として）

③実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数（人）	10	13	13	19	15
位置探索回数（回）	876	989	964	690	943

【課題の整理】

GPS機能を搭載するスマートフォンの普及が進んでいます。また、利用者負担が初期費用のみであり、受益に対する応分の負担が発生していない点も課題と考えます。

【今後の方向性】

初期費用は公費負担とし、月額の利用料は自己負担とします。ただし、激変緩和のため、利用料の自己負担は段階的に行います。

⇒令和6年4月より

初期費用を利用者負担から公費負担とします。

基本料は全額公費負担から利用者負担とします。ただし、激変緩和のため、基本料のうち一部を補助します。

(8) 緊急通報システム貸与**①概要**

ひとり暮らしなどの高齢者や障がい者に対し、緊急通報システムを貸与し、緊急事態の際は、消防署や緊急連絡先に通報される。

②対象

- おおむね65歳以上の（日中）ひとり暮らしの高齢者
- ひとり暮らしで、障がいの程度が1・2・3級の身体障害者手帳を取得している者

③利用者負担金 500円（端末の設置に要する費用の一部を負担）

④委託料 センター使用料800円＋消費税、機器レンタル料700円＋消費税

⑤実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規設置台数（台）	58	52	57	65	56
稼働数（台）	431	432	440	435	443

【課題の整理】

民間による類似サービスの提供が進んでいます。また、利用者負担が初期費用のみであり、受益に対する応分の負担が発生していない点も課題と考えます。

【今後の方向性】

初期費用は公費負担とし、センター使用料と機器レンタル料のうち、500円を自己負担とします。

⇒令和6年4月より

端末の設置に要する費用1,500円（税別）のうち利用者が500円を負担していましたが、設置に要する一部負担を求めないこととします。

また、毎月、利用料は全額公費負担（センター使用料と機械レンタル料1,650円）でしたが、公費負担を1,150円とし、自己負担を500円とします。

類型「D」

代替可能な類似サービスが存在するとともに、事業の目的に対する手段や費用対効果に課題が認められる事業

(9) 高齢者配食サービス

①概要

ひとり暮らしの高齢者などに対して、栄養バランスを配慮した昼食又は夕食を配食することにより、健康増進を図るとともに本人の安否確認を行う。

②対象

おおむね65歳以上の（日中）ひとり暮らしの高齢者又は高齢者世帯の方。

③市負担金 310円／食

④利用者負担金 1食あたり200円～500円以内

⑤実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配食数（食）	20,850	24,102	26,418	27,746	38,843
延べ利用世帯数（世帯）	1,150	1,559	1,674	1,798	2,160
委託料（円）	14,666,140	17,519,160	19,058,800	23,253,000	12,041,990

【課題の整理】

日中一人暮らし世帯については、常時単身ではないため、安否確認の手段として課題があります。また、配食による健康増進は手段として適切か課題があるとともに、民間における類似サービスが一般化しています。

【今後の方向性】

経過措置期間を設けた上で、令和7年度から日中一人暮らし世帯は対象外とします。また、さらなる制度の見直しについては、引き続き社会情勢を注視しつつ、必要に応じて検討するものとする。

⇒令和7年4月より、日中一人暮らし世帯は対象外とします。

類型「E」**公費によるサービスとして公平性に課題がある事業****(10) 高齢者世帯賃貸住宅家賃助成****①概要**

65歳以上の低所得高齢者世帯に家賃助成を行い経済的負担の軽減を図ることで、安心して暮らし続けることができるようにする。

②対象

世帯全員が65歳以上で市内に引き続き2年以上住所を有する市民税非課税世帯。

③助成額

上限額 月4,500円（家賃月額が30,000円を超過した額が対象）

④実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数（人）	164	154	181	179	174
支給金額（円）	8,290,600	8,056,600	8,432,737	9,156,100	9,189,370

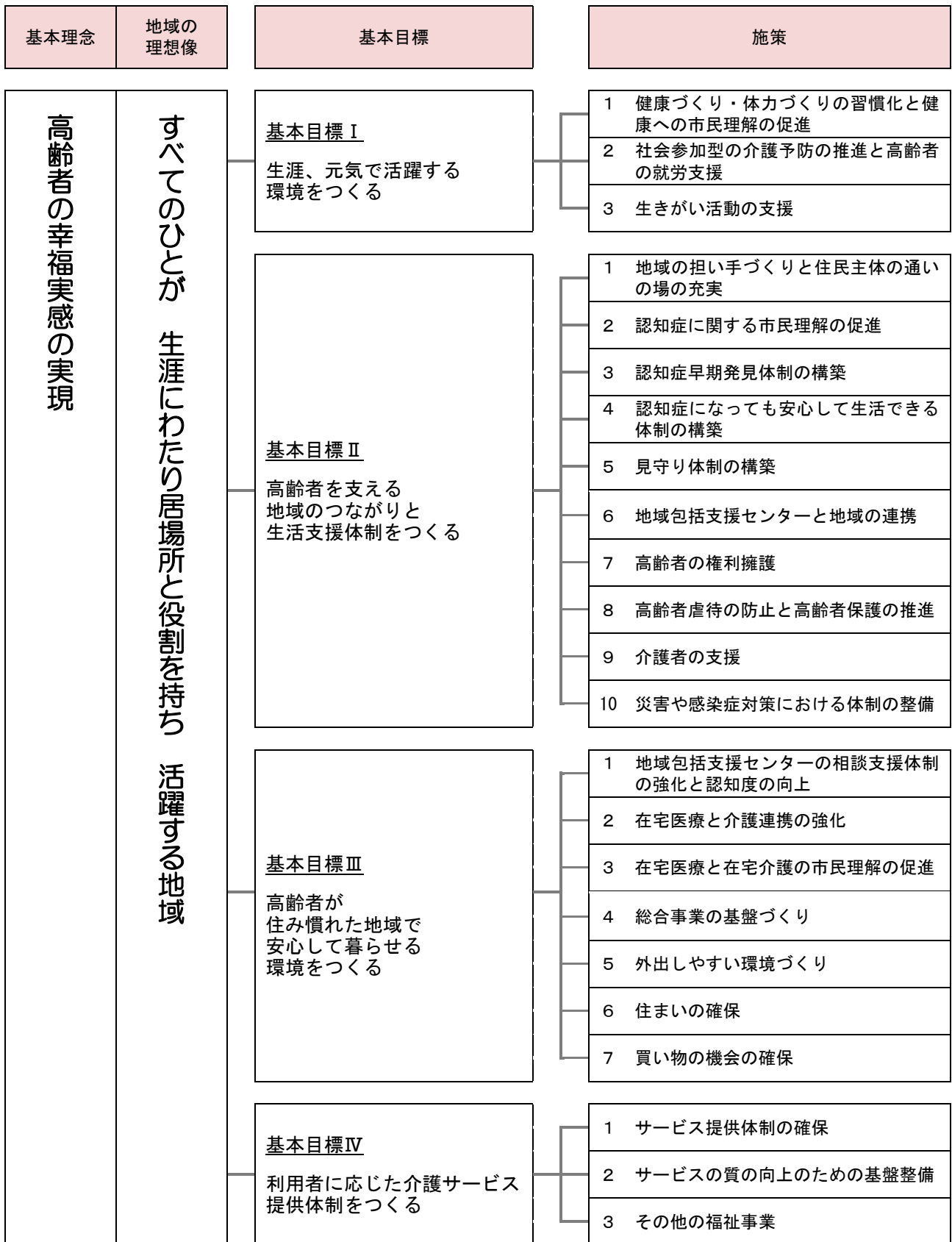
【課題の整理】

各人の選択の余地が大きい住宅について家賃の金銭的支援を行うことは公平性に課題が認められます。

【今後の方向性】

本制度を前提に生活設計を行っている例もあると考えられ、影響は大きいことから、今後の検討課題とします。

第2節 高齢者福祉施策の体系



基本目標Ⅰ 生涯、元気で活躍する環境をつくる

【管理指標】

指標	単位	令和5年度	令和8年度
		実績値	計画値
65歳以上人口に対する要介護等認定者の割合	%	15.0	16.9
65歳以上で、週1回以上運動やスポーツのグループに参加している割合	%	12.5	18.5

※令和5年度の値のうち、下線で示した指標の値は令和5年1月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での回答結果です。その他の指標の値は12月1日時点での見込みの数値です。

1 健康づくり・体力づくりの習慣化と健康への市民理解の促進

(1) ウォーキングを通じた健康づくり・体力づくりの推進

ウォーキングによる健康づくり・体力づくりへの関心を高めるため、産直ウォーキング事業を実施し、健康行動の習慣化を図ります。

(2) 健康・体力づくりポイント制度の推進

正しい日常生活習慣の実践や自主的な健康診査の受診や健康づくり・体力づくりの継続性を維持するため、景品に交換できるポイントを付与し、健康づくり・体力づくりへのきっかけづくりと習慣化を図ります。

(3) いきいき運動教室を通じた健康づくり・体力づくりの推進

日常生活で運動の習慣がなく、健康づくり・体力づくりに取り組めない高齢者に、運動・口腔栄養の指導を取り入れた「いきいき運動教室」を実施し、運動機会等の提供を進めます。

(4) フレイル予防事業の推進【拡充】

日常生活を送る上で必要な身体機能が低下した状態（フレイル）に早期に気付くことが重要であるため、フレイルチェックを実施する環境を整備するとともに、運営に携わる市民ボランティア「フレイル予防サポーター」のフォローアップに取り組みます。

(5) 市オリジナルの脳トレ問題集「吉川市脳活ドリル」の活用

健康への市民理解を促進するため、オリジナルの脳トレ問題集「吉川市脳活ドリル」を発行します。製作にあたっては多様な担い手に協力をいただき、郷土愛溢れる冊子とします。

2 社会参加型の介護予防の推進と高齢者の就労支援

(1) アクティブシニアの活動促進

高齢者の地域デビューを支援し、活躍の場の創出に向けて取り組みます。実施にあたってはNPO法人等のノウハウを活用し、多世代交流を通じた社会参加や介護予防に取り組みます。

(2) 介護支援ボランティア制度の推進

高齢者が介護施設などで行う社会貢献活動を通じて、いつまでも健康で元気に生活できるよう、市が指定した介護施設等でのボランティア活動にポイントを付与し、高齢者の社会参加の促進と健康増進、介護予防を図ります。

(3) シルバー人材センターの活動の支援

働く意欲のある高齢者の生きがいづくりと社会貢献を促進するため、就労を通じた社会参加の機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。

3 生きがい活動の支援

(1) 老人クラブ、連合長寿会活動の支援

高齢者の社会的つながりづくりと生きがいづくりを進めるため、老人クラブの活動及び連合長寿会の活動を支援します。

(2) スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動への参加推進

スポーツや文化芸術活動に取り組むことで、豊かな日々の実現に資することに加え、心のつながりや相互理解、介護予防、コミュニティの醸成、地域の活性化など様々な分野における地域課題解決に向けて多面的な活用も期待できるものです。高齢者が個々の能力や嗜好に応じて、スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動による生きがいづくりや健康づくりを行えるよう、スポーツや文化・芸術に取り組める機会の充実を図ります。

(3) 老人福祉センターの充実

高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、健康や生活に関する相談に応じるとともに、健康増進や教養の向上、レクリエーション活動の場などを提供します。また、社会参加や介護予防の拠点として、老人福祉センターの利便性向上に取り組みます。

(4) 高齢者ふれあい広場の利用促進

高齢者の相互交流及び世代間の交流を図るため、平沼地区高齢者ふれあい広場、美南地区高齢者ふれあい広場の利用を促進します。

基本目標Ⅱ 高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

【管理指標】

指標	単位	令和5年度	令和8年度
		実績値	計画値
要援護者見守りネットワークの協定事業所数	事業所	143	160
認知症サポーター養成講座の受講者数	人	5,716	6,617
健康づくり・介護予防リーダー数	人	263	301
通いの場等へ介護予防に関する医療専門職の派遣回数【新規】	回	6	9
地域支え合い会議開催数	回	18	24

※令和5年度の値のうち、指標の値は12月1日時点での見込みの数値です。

1 地域の担い手づくりと住民主体の通いの場の充実

(1) 生活支援体制整備

市全域を第1層、小学校区単位を第2層とする生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置し、地域における課題の共有や支え合い・助け合いの支援体制の整備を図ります。

また、段階的に第2層協議体の設置を進めるとともに、自治会を単位とする第3層の地域ケア会議について、地域包括支援センターと連携しながら支援を行っていきます。

(2) 健康づくり・介護予防リーダーの養成・支援

健康づくり・介護予防リーダー養成講習会を開催し、新たな健康づくり・介護予防リーダーの養成を行います。

また、既に地域で活躍する健康づくり・介護予防リーダーのスキルアップを図るため、専門家による講習会を開催します。

(3) ウォーキングリーダーの養成

ウォーキングに関する基礎知識の習得や指導方法の講習を実施し、ウォーキングリーダーの養成を図ります。

(4) 地域型介護予防教室の支援【拡充】

地域型介護予防教室に理学療法士等を派遣し、正しい運動方法等を指導するとともに、地域型介護予防教室奨励金の交付による活動の継続を支援します。

また、地域型介護予防教室を実施する団体に対し、地域包括支援センターと連携して、情報交換や交流の場を設けるなどのフォローアップを行います。引き続き、未実施の地域への普及啓発や新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動を自粛している団体に対し、地域の意向を確認しながら活動再開に向けた支援を進めます。

(5) 地域住民主体のサロン活動の支援

住み慣れた地域の中でいきいきと暮らすことができるように、住民主体のサロン活動に対して、立ち上げや活動の支援を推進します。

2 認知症に関する市民理解の促進

(1) 認知症サポーターの養成

市民の認知症に対する理解促進を図るため、認知症サポーター養成講座を開催します。

また、養成講座を受講した認知症サポーター、認知症の人への具体的な対応などを学ぶステップアップ講座の実施について検討を進めます。

(2) 認知症キッズサポーターの養成

小学生を対象にした分かりやすい内容の認知症キッズサポーター養成講座を開催します。

(3) 認知症ケアパスの普及・啓発

住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症の進行状況に応じた医療・介護サービスを標準的に示す認知症ケアパスについて、ケアマネジャーや医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター等が連携し、普及・啓発を進めます。

(4) 若年性認知症等に対する理解促進

若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障がいへの理解が深まるよう、啓発活動や利用できるサービスの情報提供を行うとともに、県や関係部署と連携を図りながら、総合的な支援を行います。

(5) 認知症の予防に向けた普及啓発

認知症の予防には、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等の効果があるとされていることから、地域の身近な通いの場や社会参加活動・学習等の活動への参加を促進するとともに、かかりつけ医、地域包括支援センター等による相談対応についての情報提供を進めます。

3 認知症早期発見体制の構築

(1) 早期発見のための普及啓発

認知症は「正しい知識の啓発と理解」、「早期発見」と「早期からの治療」を行うことで、改善・重度化予防につながるとされています。認知症の早期発見を支援するため、認知症ケアパスの活用や認知症簡易チェックサイトの運用、認知症に関するイベントを開催します。

(2) 認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期治療の支援

認知症の早期診断・早期治療などにつなげるため、医師・医療職等による認知症初期集中支援チームによる支援を行います。

4 認知症になっても安心して生活できる体制の構築

(1) 認知症ケアパスの普及・啓発【再掲】

住み慣れた地域で生活を継続できるように、認知症の進行状況に応じた医療・介護サービスを標準的に示す認知症ケアパスについて、ケアマネジャーや医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター等が連携し、普及・啓発を進めます。

(2) 集いの場や相談体制の充実【拡充】

認知症の方とその家族、地域住民の方々など、誰でも参加できるなまりんオレンジカフェ（認知症カフェ）や、同じような介護の経験や悩みをもつ人たちが交流できる介護者のつどいの場の提供を推進します。

(3) 認知症の方が活動・活躍できる場の検討【拡充】

認知症の方が様々な形で活動・活躍できるよう、チームオレンジの整備に向けた取り組みを検討します。

(4) 認知症高齢者等を介護する方への支援【見直し】

G P S機能を用いた位置情報検索サービスの利用にかかる費用の一部を助成することで、介護をしている家族の負担軽減を図るとともに、有事の際の速やかな保護につなげます。

5 見守り体制の構築

(1) 要援護者見守りネットワークの充実

「吉川市要援護者見守りネットワーク」の協定事業所である事業者や団体、関係機関の連携を強化するとともに、協定事業所を拡大し、要援護者見守りネットワークの充実を図ります。

(2) 消費者被害・防犯体制の充実

オレオレ詐欺などの特殊詐欺や悪質商法の手口も、日々巧妙かつ悪質化しており、その被害の大部分を高齢者が占めていることから、出前講座による啓発や防災無線などを活用した注意喚起を行います。

6 地域包括支援センターと地域の連携

(1) 地域ケア会議による地域ネットワークの構築

地域包括支援センターが担当する日常生活圏域において、自治会を単位とした地域支え合い会議を開催し、地域のネットワークづくりを進めます。

7 高齢者の権利擁護【吉川市成年後見制度利用促進基本計画】

(1) 基本指針

判断能力が十分でない知的障がい者や認知症などの方が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促進します。

(2) 成年後見制度の普及啓発

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者などの権利や財産、暮らしを守る成年後見制度の周知を行います。

(3) 権利擁護支援の体制整備

権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び成年後見制度の広報・啓発、相談をはじめ、利用促進を担う中核機関を段階的に整備します。

(4) 成年後見制度利用支援事業の推進

申立て費用や後見人報酬を負担することが困難な場合に費用を助成する事業を実施します。

8 高齢者虐待の防止と高齢者保護の推進

(1) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待に関する正しい知識や理解の啓発、早期発見、迅速な対応をするため、地域住民や民生委員・児童委員に対し、虐待に関する相談窓口や対応方法について周知するとともに、研修会を実施します。

(2) 高齢者保護の推進

複合的な課題を持つ高齢者に対して、関係機関とともに必要な支援や保護に取り組みます。

9 介護者の支援

(1) 介護相談体制の充実

介護者（ケアラー）の身体的負担・精神的負担の軽減を図るため、地域包括支援センター等による相談やサロン等を実施し、介護者（ケアラー）が不安や悩みについて相談しやすい体制の充実を図ります。また、家族の世話に追われる子ども（ヤングケアラー）への支援については、関係部署・関係機関間の情報共有により状況把握するとともに、継続的な支援に向けて連携を図ります。

(2) 介護者の負担軽減

介護者の負担軽減を図るため、介護支援用品支給事業、在宅高齢者介護支援手当による支援を行います。

10 災害や感染症対策における体制の整備

(1) 災害時における避難行動要支援者支援体制の整備

災害時に支援が必要な方の安全が確保されるよう、災害時避難行動要支援者名簿の更新を進めるとともに、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等のネットワークづくりを進めます。

(2) 防災や感染症対策の体制整備

介護事業者において防災や感染症対策が適切に行われるよう、必要な情報提供を行うとともに、関係機関や介護事業所と連携し、必要な研修や訓練ができる体制を整えます。

(3) ICT技術の活用による災害や感染症対策の実施

大規模災害や感染症によって外出困難な状況が続いた場合に、高齢者の認知機能や筋力低下を防止するため、ICT技術を活用したオンラインによる介護予防事業などを推進します。

基本目標Ⅲ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

【管理指標】

指標	単位	令和5年度	令和8年度
		実績値	計画値
地域包括支援センターの相談件数	件	3,000	3,300
かかりつけ医の有無	%	75.7	81.1
ACP講座の受講者数【新規】	人	61	331

※令和5年度の値のうち、下線で示した指標の値は令和5年1月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での回答結果です。その他の指標の値は12月1日時点での見込みの数値です。

1 地域包括支援センターの相談支援体制の強化と認知度の向上

(1) 地域包括支援センター相談支援体制の強化【拡充】

高齢者を含め複雑化・複合化した課題に部門横断的に対応した総合相談を実施できるよう、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

(2) 支援体制強化のための研修の実施

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの専門性を高めるため、多職種との連携などにより、各種研修会を実施します。

(3) 地域ケア会議による地域ネットワークの構築【再掲】

地域包括支援センターが担当する日常生活圏域において、自治会を単位とした地域支え合い会議を開催し、地域のネットワークづくりを進めます。

(4) 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターの認知度を高めるため、日常生活圏域の各自治会において開催する地域ケア会議を通じて、地域包括支援センターの活動内容の周知を図ります。

2 在宅医療と介護連携の強化

(1) 在宅医療サポートセンターにおける相談活動

医療関係者、介護関係者、地域包括支援センターからの相談に対応するため、在宅医療サポートセンターによる相談活動を進めます。

(2) 在宅療養支援ベッドの確保

在宅医療利用者の緊急時等の対応体制を確保するため、吉川松伏医師会と連携し、在宅医療利用者が優先的に入院できる在宅療養支援ベッドを確保します。

(3) 往診医登録制度の普及

在宅医療の実施体制を確保するため、吉川松伏医師会と連携し、往診医の登録制度の普及・啓発を図ります。

(4) 医療・介護資源情報提供システムの活用

市民、医療関係者、介護関係者が地域の医療・介護の資源を効果的に利用できるよう、医療・介護資源情報提供システムによる情報を提供します。

(5) 吉川・松伏多職種連携の会による在宅医療・介護連携の推進

医療関係者、介護関係者と行政が参加する吉川・松伏多職種連携の会を開催し、医療・介護職向け研修の企画・運営を行います。

(6) 情報共有ツールの活用

情報共有ツールであるメディカルケアステーション（MC S）を活用し、医療・介護関係者の連携強化を進めます。

3 在宅医療と在宅介護の市民理解の促進

(1) 在宅医療・終末期の理解促進【拡充】

市民の在宅医療・在宅介護に関する理解・促進を図るため、医師が地域のつどいの場に出向いて実施するACP講座（人生会議）を開催するとともに、在宅医療・在宅介護を考えるきっかけづくりとして、私の意思表示ノートやエンディングノートを配布し、普及・啓発を図ります。

(2) かかりつけ医等の普及・啓発

日頃から地域の身近なところで気軽に健康相談や病気の相談ができる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持つことの意義を啓発し、意識の定着を図ります。

4 総合事業の基盤づくり

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

介護予防を推進するため、地域の実情に応じた通いの場や生活支援を創出するとともに、担い手を含めた地域資源の発掘及び介護予防・生活支援サービス事業の体制づくりに取り組みます。

その他の生活支援サービスのひとつである高齢者配食サービス事業は、栄養管理された食事の提供を行うとともに、安否の確認を行っている事業であることから、地域の実情や社会情勢に合わせ、事業の目的に対する手段や費用対効果に応じた見直しを行います。

また、より質の高い取組を推進するために必要な医療専門職等を安定的に確保するために、通いの場をはじめとした総合事業におけるサービスに医療専門職等を派遣するため、協議の場において医療機関や介護事業所等の調整に努めます。

5 外出しやすい環境づくり

(1) 外出・移動の支援

タクシー会社との連携による要介護者を対象とした外出支援サービスを行うとともに、市が所有する移動支援車両の貸出しを行い、住民ボランティアが主体的に行う移動支援（訪問型サービスD）の支援を行います。

6 住まいの確保

(1) 高齢者の経済的な負担の軽減

各人の選択の余地が大きい住宅について家賃の金銭的支援を行うことは公平性に課題が認められますが、本制度を前提に生活設計を行っている例もあると考えられ、影響は大きいことから、今後の検討課題とします。

(2) 高齢者向け施設等の周知

高齢者の状況に応じた住まいの支援を行うため、ケアハウスやサービス付高齢者向け住宅などの情報提供を進めます。

7 買い物の機会の確保

(1) 買い物の利便性の向上

近年、民間における移動販売サービスが拡大しており、日常生活を支える社会資源として役割を担っています。当市では民間企業と連携し高齢者の買い物の機会の確保に努め、スーパー空白地における買い物の利便性の向上を図っていきます。

基本目標Ⅳ 利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

【管理指標】

指標	単位	令和5年度	令和8年度
		実績値	計画値
介護サービス相談員の派遣回数【新規】	回	49	89
介護サービス事業者への運営指導件数【新規】	件	18	5

※令和5年度の値のうち、指標の値は12月1日時点での見込みの数値です。

1 サービス提供体制の確保

(1) 居宅サービスの提供体制の確保

要介護認定者の重度化を予防するとともに、介護者（ケアラー）の負担を軽減するため、居宅介護サービス事業者との連携によりサービス提供体制の確保を図ります。

また、在宅医療のニーズや整備状況を踏まえて、各サービスの提供体制を確保することが重要です。

(2) 地域密着型サービスの提供体制の確保

重度者を含め、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、24時間365日、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護のサービス提供体制の拡充を図ります。

■令和8年度末の整備目標

		令和5年度末 総整備数	第9期計画期間の整備数			令和8年度末 総整備数
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護	事業所数	1事業所	—	1事業所（※） ※令和7年度から令和8年 度の2年度で1事業所整備	2事業所	

※サービスの基盤整備は施設の完成年度を指しており、開設年度ではありません。

(3) 施設サービスの提供体制の確保

施設サービスについては、第9期計画（令和6年度から令和8年度）では、施設介護の必要性が高まる75歳以上の高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加が見込まれることから介護老人福祉施設の整備を進めます。

また、低所得者の需要に対応するため、整備においては、一定程度、従来型（多床室）の整備を優先的に進めます。

■令和8年度末の整備目標

		令和5年度末 総整備数	第9期計画期間の整備数			令和8年度末 総整備数
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉 施設	施設数	3施設	—	—	1施設	4施設
	定員数	310名	—	—	100名程度	410名程度

※サービスの基盤整備は施設の完成年度を指しており、開設年度ではありません。

(4) 介護従事者の確保と養成の支援

介護人材の安定的な確保を支援するため、求人情報の紹介や合同就職面接会、就活セミナーなどを実施します。また、介護従事者の担い手の裾野を広げるための研修などを実施し、介護従事者の養成を支援します。

(5) 介護保険制度の理解促進

市民の介護保険制度への理解を深めるため、市ホームページや各種パンフレットなどにより普及を図るとともに、地域包括支援センターによる相談活動等を通じて情報提供を進め、適切なサービス利用につなげます。

(6) 地域リハビリテーションサービスの提供体制の構築

高齢者の介護予防や要介護状態の軽減・重度化防止を図るためには、リハビリテーションサービスの適切な提供が重要です。リハビリテーション専門職と連携を図りながら、地域におけるより効果的な介護予防の取組を展開します。

また、リハビリテーションは、心身機能や生活機能の向上のみではなく、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すために重要であり、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の充実に努めます。

2 サービスの質の向上のための基盤整備

(1) 介護支援専門員の支援

地域包括支援センター主催のケアマネサロンを通じて介護支援専門員を支援するなどして、介護サービスの質の向上を図ります。また、介護支援専門員のスキルアップにつなげるため、研修会などを開催します。

(2) 介護サービス相談員の派遣

介護保険施設入所者への相談活動を通じて、利用者の不安を解消し、事業者の提供する介護サービスの質の向上を図るため、サービス担当者等との調整を行う介護サービス相談員を派遣します。

(3) 介護サービス提供事業者への指導・監督

高齢者への良質なケアを継続的に提供するため、介護サービス提供事業所への指導を実施します。また、地域密着型サービス事業者の指定等については、公平・公正で透明性の高い審査により良質な事業者を選定します。

(4) 自立支援型地域ケアマネジメント会議による支援

多職種の協働による個別ケースの支援を通じて、高齢者の自立支援につながるケアマネジメントを行うため、自立支援型地域ケアマネジメント会議を定期的に開催します。

3 その他の福祉事業

(1) 敬老祝品・祝金贈呈事業

毎年4月1日において市内に引き続き1年以上在住している満88歳（米寿）、満99歳（白寿）を迎える方に敬老祝品又は祝い金を贈呈します。

(2) 公共施設無料利用証

市内に住所を有する高齢者及び高齢者の属する団体に対して、市内公共施設を無料で利用できる利用証を交付します。

(3) 緊急時通報システムの貸与【見直し】

ひとり暮らしなどの高齢者に対し、緊急通報システムを貸与し、緊急時に通信センターに通報することにより、速やかな救助を受けることができるようにします。

なお、社会情勢の変化によって代替技術が存在しているため、受益に対する応分の負担の在り方について見直しをします。

第8章

介護サービス量・給付費などの見込み

第1節 介護保険サービス量の見込み

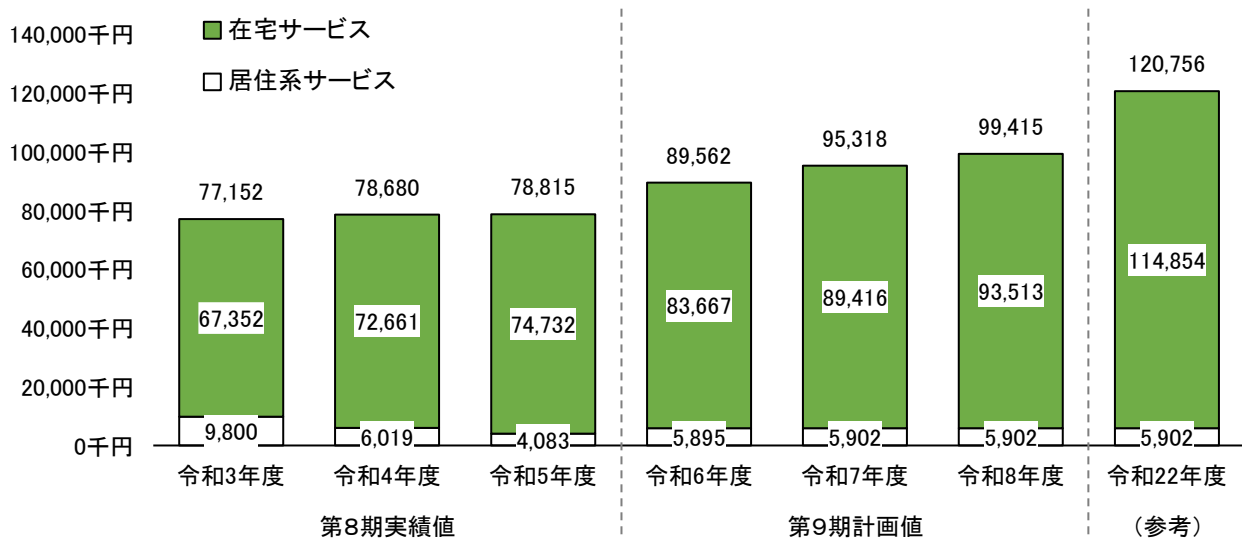
1 介護予防サービス見込量（対象：要支援1・2）

第1号被保険者の保険料を算定する基礎となる、第8期の実績値に基づく第9期計画値の介護予防サービス（要支援1・2）の見込量は、次のとおりです。

■介護予防サービスにおける在宅サービス、居住系サービスの実績値及び計画値

単位：千円

区分	年度	第8期実績値			第9期計画値			(参考)
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22
合計		77,152	78,680	78,815	89,562	95,318	99,415	120,756
在宅サービス		67,352	72,661	74,732	83,667	89,416	93,513	114,854
居住系サービス		9,800	6,019	4,083	5,895	5,902	5,902	5,902



※令和5年度は実績見込値

■介護予防サービス別の実績値及び計画値

項目	単位	第8期実績値			第9期計画値			(参考)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	37	0	211	211	211	211
	回数(回)	0.0	0.3	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	9,291	9,643	12,410	13,567	13,943	14,925	18,060
	回数(回)	223.3	222.8	291.7	314.4	322.8	345.5	418.6
	人数(人)	29	32	38	41	42	45	54
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,165	3,061	2,257	2,289	2,612	2,842	3,163
	回数(回)	123.3	87.0	64.2	64.2	73.2	79.6	88.6
	人数(人)	12	10	8	8	9	10	11
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,719	2,038	1,420	1,440	1,551	1,708	2,084
	人数(人)	16	14	11	11	12	13	16
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	15,436	20,011	20,428	22,021	22,841	24,147	29,608
	人数(人)	36	46	50	53	55	58	70
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	22	161	0	608	609	609	609
	日数(日)	0.3	2.3	0.0	8.0	8.0	8.0	8.0
	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	212	22	0	1,061	1,062	1,062	1,062
	日数(日)	2.4	0.2	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	14,158	15,241	16,954	17,924	18,891	19,619	24,239
	人数(人)	189	193	210	222	234	243	300
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,271	1,255	793	1,280	1,523	1,523	2,042
	人数(人)	5	4	3	5	6	6	8
介護予防住宅改修	給付費(千円)	6,625	6,294	4,020	4,020	6,031	6,031	9,075
	人数(人)	5	6	4	4	6	6	9
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	9,800	6,019	4,083	5,895	5,902	5,902	5,902
	人数(人)	11	7	5	7	7	7	7
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	43	628	0	427	428	428	428
	回数(回)	0.3	5.3	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数(人)	0	1	0	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	1,323	2,842	2,845	2,845	2,845
	人数(人)	0	0	3	4	4	4	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	給付費(千円)	13,410	14,269	15,126	15,977	16,869	17,563	21,428
	人数(人)	235	249	265	276	291	303	370
合計	給付費(千円)	77,152	78,680	78,815	89,562	95,318	99,415	120,756

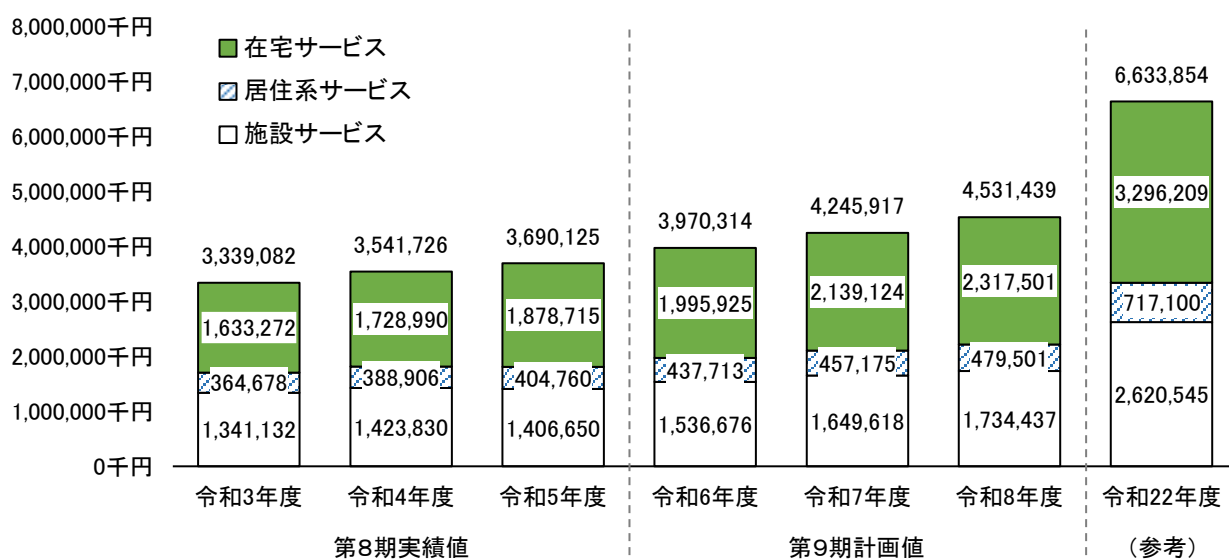
※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数、令和5年度は実績見込値。

2 介護サービス見込量（対象：要介護1～5）

第1号被保険者の保険料を算定する基礎となる、第8期の実績値に基づく第9期計画値の介護サービス（要介護1から5）の見込量は、次のとおりです。

■介護サービスにおける在宅サービス、居住系サービス、施設サービスの実績値及び計画値 単位：千円

区分	第8期実績値			第9期計画値			(参考)
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22
合計	3,339,082	3,541,726	3,690,125	3,970,314	4,245,917	4,531,439	6,633,854
在宅サービス	1,633,272	1,728,990	1,878,715	1,995,925	2,139,124	2,317,501	3,296,209
居住系サービス	364,678	388,906	404,760	437,713	457,175	479,501	717,100
施設サービス	1,341,132	1,423,830	1,406,650	1,536,676	1,649,618	1,734,437	2,620,545



※令和5年度は実績見込値

■介護サービス別の実績値及び計画値

項目	単位	第8期実績値			第9期計画値			(参考)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	209,930	230,020	265,590	273,641	302,925	323,215	463,904
	回数(回)	5,679.8	6,407.7	7,210.4	7,332.6	8,104.5	8,632.9	12,439.8
	人数(人)	264	287	337	335	375	412	567
訪問入浴介護	給付費(千円)	35,680	36,617	37,961	41,131	41,831	43,024	67,586
	回数(回)	239.7	245.2	253.2	270.5	274.8	282.6	444.0
	人数(人)	43	45	48	51	52	54	84
訪問看護	給付費(千円)	90,925	97,731	119,236	123,735	133,074	144,270	203,387
	回数(回)	1,809.8	1,985.7	2,427.5	2,472.0	2,667.7	2,916.6	4,063.0
	人数(人)	184	206	247	250	271	298	411
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	41,200	34,528	30,116	32,611	34,291	37,198	56,647
	回数(回)	1,074.9	870.9	750.7	801.3	842.0	913.5	1,392.1
	人数(人)	89	77	73	78	82	89	136
居宅療養管理指導	給付費(千円)	53,875	60,245	66,172	69,837	74,054	75,709	112,040
	人数(人)	299	338	377	392	415	425	629
通所介護	給付費(千円)	415,507	439,579	483,808	502,807	546,398	631,004	853,992
	回数(回)	4,370.2	4,586.7	5,039.4	5,181.2	5,596.3	6,440.1	8,684.5
	人数(人)	411	447	482	498	535	614	825
通所リハビリテーション	給付費(千円)	101,624	100,467	87,595	93,856	97,688	103,058	148,923
	回数(回)	954.1	966.7	851.4	900.0	938.5	987.7	1,414.8
	人数(人)	115	120	107	113	118	124	177
短期入所生活介護	給付費(千円)	106,558	107,187	99,456	110,887	118,392	123,931	183,274
	日数(日)	1,067.2	1,059.3	971.4	1,060.1	1,127.9	1,182.5	1,740.3
	人数(人)	85	84	89	97	103	108	158
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	7,416	7,071	7,887	7,998	8,363	8,985	13,166
	日数(日)	54.1	50.9	54.5	54.5	57.2	62.0	90.6
	人数(人)	9	8	11	13	14	15	22
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	139,637	155,666	171,945	182,423	192,154	197,924	292,720
	人数(人)	729	796	868	918	968	1,003	1,451
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	5,465	5,165	8,626	9,514	11,072	13,475	18,987
	人数(人)	17	14	19	21	24	30	42
住宅改修費	給付費(千円)	14,723	10,248	12,728	15,582	16,653	18,293	27,239
	人数(人)	13	10	13	16	17	19	28
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	220,404	253,467	270,063	291,676	304,629	317,214	478,164
	人数(人)	95	107	111	118	123	128	192

項目	単位	第8期実績値			第9期計画値			(参考)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	23,469	19,967	19,660	19,937	23,678	34,889	56,047
	人数(人)	15	13	15	15	18	24	37
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	137,202	139,214	150,431	175,735	184,490	193,939	275,327
	回数(回)	1,545.4	1,581.1	1,674.0	1,960.0	2,056.9	2,158.9	3,033.8
	人数(人)	183	194	201	236	248	260	364
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	38,285	44,253	48,570	51,770	54,004	58,126	82,974
	回数(回)	267.7	304.9	327.2	345.4	358.9	386.2	550.2
	人数(人)	25	32	32	34	35	38	54
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,849	2,750	26,396	28,697	28,734	28,734	31,536
	人数(人)	1	1	13	13	13	13	14
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	144,275	135,439	134,696	146,037	152,546	162,287	238,936
	人数(人)	47	44	43	46	48	51	75
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	71,484	82,057	78,959	83,281	83,386	83,386	160,740
	人数(人)	23	29	29	29	29	29	55
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	28,592	43,272	36,887	37,394	40,928	42,509	65,331
	人数(人)	11	15	15	15	16	17	26
施設サービス								
介護老人福祉施設	給付費(千円)	636,542	666,976	693,461	742,337	783,115	826,749	1,253,388
	人数(人)	209	218	226	239	252	266	402
介護老人保健施設	給付費(千円)	546,119	579,638	564,897	602,872	637,509	674,916	1,009,754
	人数(人)	151	161	155	178	188	199	297
介護医療院	給付費(千円)	74,564	91,494	69,332	108,186	145,608	149,386	196,663
	人数(人)	16	20	15	29	39	40	53
介護療養型医療施設	給付費(千円)	12,423	3,666	0				
	人数(人)	3	1	0				
居宅介護支援	給付費(千円)	180,339	195,011	205,650	218,370	230,395	239,218	343,129
	人数(人)	1,042	1,107	1,162	1,218	1,284	1,334	1,907
合計	給付費(千円)	3,339,083	3,541,727	3,690,125	3,970,314	4,245,917	4,531,439	6,633,854

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数、令和5年度は実績見込値。

3 標準給付費の見込み

標準給付費の見込額は、令和6年度から令和8年度の3年間の合計で約138億1,027万円と見込みます。

■標準給付費の見込額

単位：千円

区分	第9期計画				(参考)
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
標準給付費見込額	13,810,274	4,306,306	4,601,963	4,902,005	7,122,517
総給付費	13,031,965	4,059,876	4,341,235	4,630,854	6,754,610
特定入所者介護サービス費等給付額	367,215	116,271	123,035	127,909	173,422
高額介護サービス費等給付額	359,592	113,845	120,486	125,260	169,520
高額医療合算介護サービス費等給付額	42,604	13,495	14,234	14,875	20,652
算定対象審査支払手数料	8,897	2,818	2,973	3,107	4,313

4 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込額は、令和6年度から令和8年度の3年間の合計で約7億7,134万円と見込みます。

■地域支援事業費の見込額

単位：千円

区分	第9期計画				(参考)
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域支援事業費	771,348	254,562	257,108	259,679	293,150
介護予防・日常生活支援総合事業費	458,431	151,292	152,805	154,333	168,554
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	250,759	82,756	83,584	84,419	104,285
包括的支援事業（社会保障充実分）	62,158	20,514	20,719	20,926	20,310

第2節 保険料の算出

1 基準額に対する介護保険料の段階設定

計画期間内における介護保険料の段階設定は13段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

所得段階	対象者		負担割合		
第1段階	生活保護受給者		基準額×0.455		
	市民税非課税世帯	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		基準額×0.585	
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人					
合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人		基準額×0.690			
第4段階		市民税課税世帯で 本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		基準額×0.870
			合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人		基準額×1.000
第6段階		市民税本人課税	合計所得金額が120万円未満の人		基準額×1.200
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		基準額×1.250
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		基準額×1.500
第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未満の人		基準額×1.700
第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未満の人		基準額×1.900
第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満の人		基準額×2.100		
第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満の人		基準額×2.300		
第13段階	合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.400			

※消費税を財源とした公費を投入し、第1段階の保険料率は0.455から0.285に、第2段階の保険料率は0.585から0.385に、第3段階の保険料率は0.69から0.685にそれぞれ軽減されます。

2 所得段階別被保険者数の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を、次のとおり推計します。

■所得段階別被保険者数の推計

単位：人

所得段階	負担割合	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1段階	基準額×0.455	2,644	2,673	2,695	8,012
第2段階	基準額×0.585	1,272	1,286	1,297	3,855
第3段階	基準額×0.690	1,065	1,077	1,086	3,228
第4段階	基準額×0.870	2,451	2,478	2,499	7,428
第5段階	基準額×1.000	2,515	2,542	2,563	7,620
第6段階	基準額×1.200	3,015	3,047	3,071	9,133
第7段階	基準額×1.250	2,735	2,765	2,788	8,288
第8段階	基準額×1.500	1,201	1,214	1,224	3,639
第9段階	基準額×1.700	499	505	509	1,513
第10段階	基準額×1.900	224	226	228	678
第11段階	基準額×2.100	136	137	138	411
第12段階	基準額×2.300	67	68	69	204
第13段階	基準額×2.400	355	359	362	1,076
合計		18,179	18,377	18,529	55,085
所得段階別加入割合補正後被保険者数		18,733	18,733	19,093	56,763

※所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入人数を、各所得段階別の保険料率で補正した人数です。

3 介護保険料基準額（月額）の算定方法

令和6年度から令和8年度の第1号被保険者の1か月あたりの保険料基準額は、次のようになります。

第9期計画における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、5,100円とします。

■介護保険料基準額（月額）の算定方法

項目	計算式	金額等
①標準給付費		13,810,274,108 円
②地域支援事業費		771,348,101 円
③第1号被保険者負担相当額	(①+②) × 23.0%	3,353,773,108 円
④調整交付金相当額		713,435,261 円
⑤調整交付金見込額		54,457,000 円
⑥財政安定化基金拠出金見込額		0 円
⑦財政安定化基金償還金		0 円
⑧準備基金取崩額		608,000,000 円
⑨保険料収納必要額	③+④-⑤+⑥+⑦-⑧	3,404,751,369 円
⑩予定保険料収納率		98.0% %
⑪所得段階別加入割合補正後被保険者数		56,763 人
⑫保険料・年間	⑨÷⑩÷⑪	61,206 円
⑬保険料・月額	⑫÷12か月	5,100 円

保険料収納必要額	÷	保険料収納率	÷	被保険者	÷	月数	÷	基準月額
3,404,751,369 円		98.0%		56,763 人		12 か月		5,100 円

■介護保険料基準額（月額）

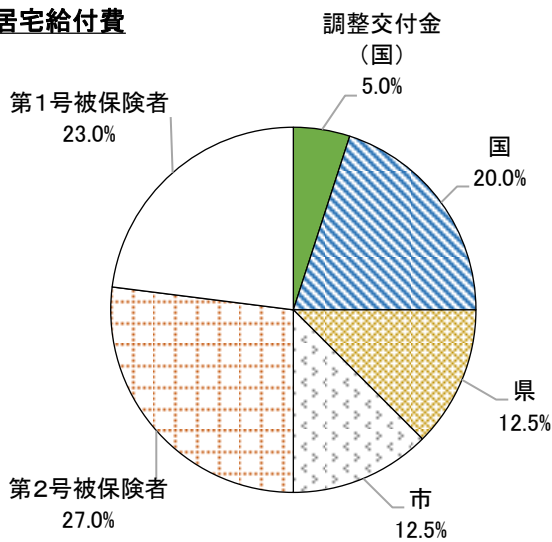
項目	第8期	第9期	(参考) 令和22年度
保険料基準額（月額）	4,844 円	5,100 円	7,562 円
保険料基準額の伸び率 (第8期保険料を100%とした場合の値)		105.3%	156.1%

4 費用の財源割合

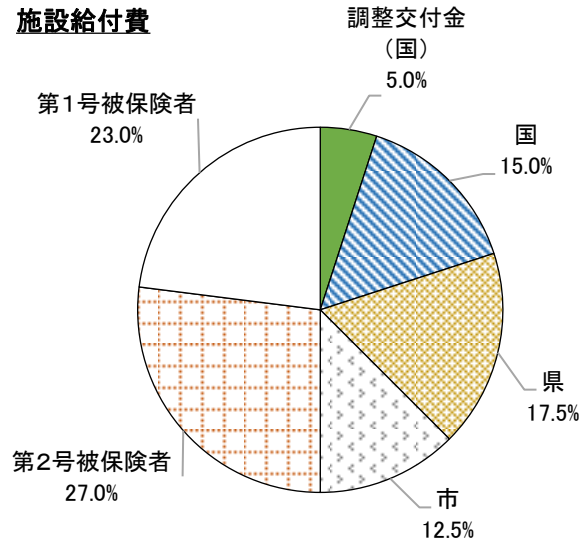
介護保険給付費は、50%を公費（国、県、市）、50%を保険料で負担します。第9期計画期間の第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は、23%になります。地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の負担がなく、77%を公費、23%を第1号被保険者の保険料による財源で構成されます。

■介護保険の財源構成

居宅給付費

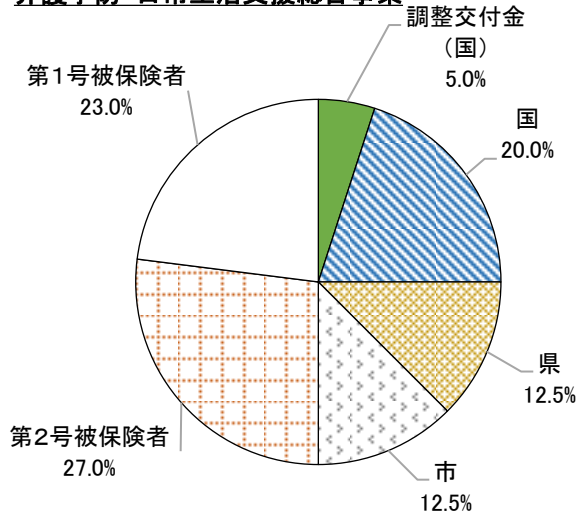


施設給付費

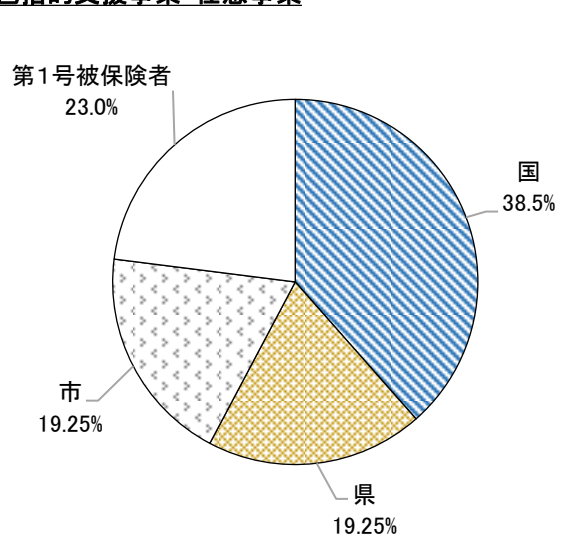


■地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



5 介護保険料の算定結果

以上の条件を踏まえて算出した介護保険料は、次のとおりとなります。

■所得段階別第1号被保険者介護保険料の見込み

所得段階	負担割合	介護保険料 年額	介護保険料 月額
第1段階	基準額×0.285	17,442 円	1,454 円
第2段階	基準額×0.385	23,562 円	1,964 円
第3段階	基準額×0.685	41,922 円	3,494 円
第4段階	基準額×0.870	53,244 円	4,437 円
第5段階	基準額×1.000	61,200 円	5,100 円
第6段階	基準額×1.200	73,440 円	6,120 円
第7段階	基準額×1.250	76,500 円	6,375 円
第8段階	基準額×1.500	91,800 円	7,650 円
第9段階	基準額×1.700	104,040 円	8,670 円
第10段階	基準額×1.900	116,280 円	9,690 円
第11段階	基準額×2.100	128,520 円	10,710 円
第12段階	基準額×2.300	140,760 円	11,730 円
第13段階	基準額×2.400	146,880 円	12,240 円

※消費税を財源とした公費を投入し、第1段階の保険料率は0.455から0.285に、第2段階の保険料率は0.585から0.385に、第3段階の保険料率は0.69から0.685にそれぞれ軽減しています。

※保険料は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なります。

6 介護保険料・利用者負担額についての支援策

(1) 保険料率の段階区分と公費負担による軽減

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、第13段階に設定しています。

なお、消費税による公費負担「低所得者保険料軽減負担金」により、低所得者の保険料軽減が行われます。

(2) 介護保険料の減免

災害などの特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

(3) 介護保険施設などの負担限度額の認定

市民税世帯非課税などの一定の条件に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）などの負担について限度額が設定されています。

(4) 高額介護（予防）サービス費、高額介護予防サービス費相当事業費負担金の支給

自己負担が、一定の上限額を超えたときは、超えた分が高額サービス費として支給されます。また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎない仕組みになっています。ただし、居住費・食費・日常生活費などは含まれません。

(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えたときは、超えた分が高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

(6) 社会福祉法人などによる利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホームなどのサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市がその費用の一部を公費で補う制度です。

(7) 介護保険給付サービス負担金補助

介護保険サービスを利用しており、介護保険料第1段階の方に対して、利用者負担の高額介護サービス費給付後の7割又は5割を補助します。

第9章

計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

福祉、介護サービスについての市民の理解を深めるため、本計画の内容や市の取組について広報紙やホームページなどで周知するとともに、自治会等に対して積極的に周知を図ります。

また、民生委員・児童委員、介護サービス提供事業者、ケアマネジャーなどに対して、必要な情報提供を行うことで、効果的な制度運営を推進します。

(2) 高齢者福祉、保健、医療、教育など関係分野における連携

本計画では、地域共生社会の実現に向け、3つの重点テーマを掲げ計画を推進します。

そのため、部門横断的な対応が必要となることから、庁内関係各課や関係機関との連携を図ります。

(3) 県との連携

本計画の円滑な推進、また、地域差改善や介護給付費の適正化等に向けて県と連携に努めます。

2 吉川市介護福祉推進協議会

介護保険事業計画や介護保険事業の運営上重要な事項について提言及び助言する組織として、学識経験者、医療関係者、福祉関係機関の代表者、市民などから構成される「吉川市介護福祉推進協議会」を設置し、第9期計画の策定後も、同協議会を定期的に行き、計画の達成状況やサービスの利用状況などを評価・点検していきます。

3 介護給付の適正化

(1) 適正な請求事務の指導

介護保険制度の周知及び理解の促進や介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から、適正な請求事務指導など制度管理の適正化を図るため、指定地域密着型サービス事業所等を対象に運営指導等を実施します。

(2) 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

(3) ケアマネジメント等の適正化

①ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等（ケアプラン）の記載内容について、事業者者に資料提出を求め、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の「気付き」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して、定期的に点検を実施します。

②住宅改修等の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、必要に応じた施工時の訪問調査等を行い、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、住宅改修の施工状況等を点検します。

(4) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（縦覧点検・医療情報との突合）

縦覧点検については、国民健康保険団体連合会から提供される帳票等を基に、介護サービス事業所に対して提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。

また、医療との突合については、国民健康保険団体連合会・後期高齢者医療広域連合より提供される情報を基に点検を行います。

4 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持った取組

本市では平成27年に国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」の要素を盛り込み様々な取組を進めています。

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの省略であり、健康、福祉、住み続けられるまちづくりなど様々な社会問題の解決に向けて採択された17の目標のことです。

SDGsの視点を考慮しながら、本計画の施策や事業を着実に実施することで、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けた取組を推進します。



資料：国際連合広報センター

第2節 事業の達成状況の点検及び評価

1 計画の達成状況の点検と評価

本計画に基づく事業を計画的に実行していくため、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）により定期的な達成状況の点検と評価を行い、その結果を毎年度、公表していきます。

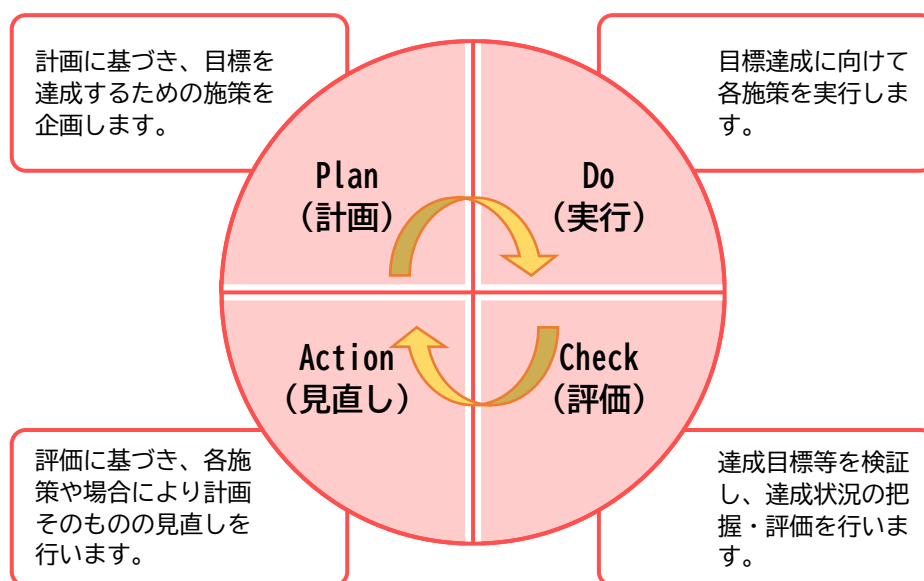
また、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果を参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていきます。

なお、介護予防など本計画期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、本市の実情に応じて中長期の目標として設定し、点検と評価を行うものとします。

2 事務事業評価と事業の見直し

本計画に基づく施策を計画的に実行していくため、本計画に定める管理指標と事務事業評価制度をもとに、毎年の進捗状況を点検し、課題の整理や改善を図っていきます。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 吉川市介護福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 吉川市の介護保険事業及び高齢者福祉施策の円滑な運営を図るため、介護福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の介護保険制度の円滑な運営のための提言及び助言に関すること。
- (2) 介護保険事業計画を円滑に推進するため、各年度における利用状況や達成状況の点検・分析・評価に関すること。
- (3) 介護保険事業計画の策定のための提言及び助言に関すること。
- (4) 市の高齢者福祉施策に関する提言及び助言に関すること。
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。
- (6) 介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第7項及び第78条の4第6項に規定する地域密着型サービスの運営に関する意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係機関の代表者
- (4) 市民又は市民団体の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会議は、会長が必要と認めるとき又は会議の決定があったときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康長寿部長寿支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

2 吉川市介護福祉推進協議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	選出分野
1	保科 寧子	学識経験者（埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科）
2	相羽 直人	医療関係者（吉川松伏医師会）
3	戸張 英男	医療関係者（吉川歯科医師会）
4	馬場 富美子	医療関係者（吉川薬剤師会）
5	長棟 美幸	医療関係者（草加保健所）
6	玉川 洋子	福祉関係機関の代表者（吉川市第1地域包括支援センター）
7	岩崎 武司	福祉関係機関の代表者（特別養護老人ホーム吉川平成園）
8	秦 英世	地域団体の代表者（吉川市自治連合会）
9	柳澤 一之	地域団体の代表者（吉川市連合長寿会）
10	峯 健二	地域団体の代表者（吉川市文化連盟）
11	雨宮 文範	地域団体の代表者（吉川市民生委員・児童委員協議会）
12	豊田 洋一	地域団体の代表者（吉川市農業青年会議所）
13	岡田 良訓	地域団体の代表者（吉川市スポーツ推進委員連絡協議会）

任期：令和4年3月8日から令和6年3月7日まで

3 介護福祉推進協議会における計画策定の経過

開催日		議事内容
令和4年度	第1回会議 令和5年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの事業評価 (2) 第8期吉川市高齢者福祉計画、介護保険事業計画の進捗について (3) 第8期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間における施設整備について (4) 吉川市成年後見制度利用促進基本計画について (5) 令和5年度以降の協議会スケジュールについて
令和5年度	第1回会議 令和5年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第8期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の実施状況の報告について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査からみる現状 (3) 吉川市高齢福祉サービスの見直しについて
	第2回会議 令和5年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第8期計画の施策評価および次期計画での対応について (2) 第9期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画構成案について (3) 吉川市高齢福祉サービスの見直しについて
	第3回会議 令和5年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第9期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案の検討 (2) 吉川市高齢福祉サービスの見直しについて
	第4回会議 令和5年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第9期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案の検討 (2) パブリックコメントの実施について
	第5回会議 令和6年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第9期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案の検討 (2) 地域包括支援センターの運営状況について

4 用語解説

あ行

用語	解説
ICT (アイシーティイー)	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のこと。
アクティブシニア	豊かな経験と知恵を持ち、地域共生に向けたコミュニティづくりや就労の意欲にあふれる元気な高齢者。
位置情報提供システム	所持者の居場所が分かる端末機を利用し、行方が分からなくなったとき、対象者が保持しているGPS端末の電波から、携帯電話などで対象者の位置を検索する。
一般介護予防事業	地域支援事業の1つで、65歳以上の高齢者を対象に介護が必要となる状態を予防することを目的とした事業。
一般高齢者	要介護(支援)認定を受けていない、65歳以上の高齢者。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略称であり、「持続可能な開発目標」と訳される。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なもの。
NPO	「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」という。
エンディングノート	自分自身のこと、思い出、好きなこと、健康状態、病気の治療方法、介護の方法、葬儀のことなど、伝えておきたい情報、要望や希望について書き残しておくことで、遺された大切な家族の助けになるもの。
オレンジカフェ	認知症の人とその家族、地域住民の方々など誰でも参加できる場で、お茶などを飲みながら参加者同士の交流や情報交換などを行う。吉川市では「なまりんオレンジカフェ(認知症カフェ)」として実施し、専門職(地域包括支援センター職員等)も参加し、認知症や医療・介護、心配ごとなどの相談に応じている。

か行

用語	解説
介護医療院	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

用語	解説
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス又は介護に関わる費用の支給のことで、主に居宅介護サービス（訪問介護、通所介護）や施設・居住系サービス（特別養護老人ホーム）などをいう。
介護支援専門員（ケアマネジャー）	要介護者などからの相談に対して、要介護者などがその心身状態に応じて適切な居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを利用できるよう、市区町村・事業者・施設との連絡調整を行う者であって、要介護者などが自立した日常生活を営むに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として、介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。
介護サービス相談員	介護サービス事業所を定期的に訪問し、利用者の日常的な不安の傾聴や実態を把握し、必要に応じて事業者へサービス改善などの提案を行う者をいう。
介護保険事業計画	介護保険事業を円滑に実施するため、介護保険法に基づいて市区町村が介護保険サービスの提供量や確保策、介護保険料を3年に1回、定める計画。
介護予防給付	要支援状態と認定された被保険者に提供される介護サービスのことで、居宅で受ける訪問看護、リハビリテーションなどの介護サービスをいう。
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	計画策定の基礎資料として、65歳以上の市民を対象に心身の状況や日常生活の状況などについて行う調査。
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防と日常生活支援を総合的かつ一体的に行うため、すべての市区町村が介護保険法の地域支援事業において実施する事業で、①要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用する訪問型サービスと通所型サービスなどの「介護予防・生活支援サービス事業」、②全ての高齢者を対象として行う介護予防教室や地域における介護予防の取組みを支援する「一般介護予防事業」からなる。
通いの場	地域における住民主体の介護予防の取組として、地域の集会所など、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる場。
看護小規模多機能型居宅介護	訪問、通い、泊まりを組み合わせた小規模多機能な介護に、訪問看護を加えたもの。増加している医療ニーズの高い高齢者を、在宅で支えていける基盤を強化するためにつくられたサービスで、地域包括ケアの要の1つと位置づけられている。
基本チェックリスト	介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となるか確認をする1つの方法で、25項目のチェックから「生活機能全般」「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」「閉じこもり」「認知症」「うつ」の心身状態を把握できる質問表。
キャラバン・メイト	ボランティアの立場で「認知症サポーター養成講座」を企画・立案・開催するとともに、講師役を務める者。

用語	解説
協議体	生活支援等サービスの提供体制を構築するため、市、地域包括支援センター等の行政機関、生活支援コーディネーターのほか、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成し、定期的に情報の共有・連携強化を行い、地域の関係者のネットワーク化を図る場。
居宅サービス	要支援・要介護の認定を受けた方が、現在の居宅で受ける介護保険によるサービスで、訪問によるサービス、通所によるサービス、施設での短期入所のサービスがある。
グループホーム	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービス。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活を送れるようになることを目指す。
ケアハウス	低額な料金で、家庭環境、住宅事情等により居宅において生活することが困難な60歳以上の方が利用できる施設。
ケアプラン（介護サービス計画）	要介護者などが、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状態、生活環境、サービス利用の意向などを勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するもので、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定める計画。
ケアマネサロン	地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上や情報交換等を目的として開催される自主学習会。地域包括支援センターや関係機関と連携し、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。
ケアマネジメント	介護保険制度において、一人ひとりの多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なサービスを提供すること。
ケアラー	高齢、身体上、精神上的の障がい、又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。
健康寿命	健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者等に代わって援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
高額介護サービス費	要介護者などが居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定の限度額を超えたときに、超えた分が介護保険から払い戻されるもの。ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における食費、居住費は含まれない。
口腔機能	食えることやコミュニケーションを中心とした口の周辺の筋肉などの働き。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

用語	解説
高齢者虐待	高齢者に対して、家族や施設の職員など、高齢者を養護する者から行われる虐待の行為。類型としては、①身体的虐待、②介護、世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待がある。
高齢者福祉計画	高齢者福祉事業についてサービスの供給量や整備量を定め、その確保策を示す。老人福祉法に基づき市区町村が3年に1度定める計画。
国立社会保障・人口問題研究所	1996年に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所を統合した、厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う。

さ行

用語	解説
サービス付高齢者向け住宅	高齢者向けの見守りサービスなどが付いた高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸住宅。
在宅医療	通院が困難になったとき、かかりつけ医の訪問による診療や治療、処置などを受けながら自宅など住み慣れた場所で病気の療養を行うこと。
在宅医療サポートセンター	吉川松伏医師会により、在宅医療と介護サービスの担当者の連携を支援するコーディネーターを配置し、連携の取り組みを支援するとともに、地域包括支援センターやケアマネジャー等からの相談を受け、継続したサービスが提供できるよう必要な情報提供や調整のためのサポートを行う。
在宅療養支援ベッド	安心して在宅医療・介護を受けられるよう、かかりつけ医の判断で速やかに入院できるベッドを吉川松伏医師会の管内に1日1床を確保している。
社会福祉協議会	民間の社会福祉事業を推進することを目的に設置される営利を目的としない組織で、おおむね全国の都道府県、市区町村に設置されるもの。
シルバー人材センター	「生きがい就労」の理念により、「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、知事の許可を受け、市区町村区域ごとに設立された公益社団法人。臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行うことを目的としている。
人生会議	アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の愛称であり、もしものときのため、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組み。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
生活習慣病	偏りのある食事、運動、飲酒、喫煙などに起因する病気。高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病などがあげられる。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどを理由に判断能力が不十分なため、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難な人を保護・支援するための制度。

た行

用語	解説
第1号被保険者	市区町村の住民のうち65歳以上の者。第1号被保険者の保険料は、市区町村ごとに定める所得段階別の保険料を納付する。日常生活において介護を要する要介護状態、日常生活において支障のある要支援状態になったときは、市区町村の認定又は、基本チェックリストによる確認を経て、介護保険のサービスが受けられる。
第2号被保険者	市区町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。第2号被保険者は、各医療保険者が医療保険料として徴収して一括して納付する。医療保険加入者は、医療保険各法（健康保険法／船員保険法／国民健康保険法／国家公務員共済組合法／地方公務員等共済組合法／私立学校教職員共済法）による被保険者、被扶養者となる。なお、第2号被保険者のうち特定疾病のため要介護状態・要支援状態となった者については、市区町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。
団塊の世代	第2次大戦後、第1次ベビーブームの昭和22年から昭和24年に生まれた世代。
団塊ジュニア世代	昭和46年から昭和49年に生まれた世代で、第1次ベビーブームの団塊の世代の子世代。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	<p>高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、次のことなどを検討する会議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。 ・個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。 ・共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、更には介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。
地域支え合い会議	自治会単位において、地域住民、関係団体、地域包括支援センター、生活支援サービス等の提供事業者により、その地域における問題点やニーズ、活用できる資源等を共有し、見守り活動や集いの場づくりなど地域における支え合いの仕組みづくりを行う場。
地域支援事業	高齢者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、市区町村が実施する事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）、包括的支援事業（社会保障充実分）、任意事業に分類される。

用語	解説
地域包括ケアシステム	高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に受けられる支援体制のこと。団塊の世代が75歳を超える2025年を目途に、構築を進めていく。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、3職種のチームアプローチにより住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設。主な業務は、介護予防支援（要支援者に対するケアプラン作成）及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。
地域密着型サービス	要介護者が住みなれた地域で暮らし続けられるように、身近な市区町村で提供されるサービス。小規模多機能型居宅介護などがあり、原則当該市区町村に居住する市民が利用可能。
調整交付金	介護給付と予防給付に要する費用の100分の5を、国が市区町村に交付するもの。その額は、①要介護など発現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、②第1号被保険者の負担能力の相違、③災害時の保険料減免などの特殊な場合などを考慮して政令で定められる。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービス。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」がある。
閉じこもり	特に病気もないのに、1日のほとんどを家の中あるいは庭先程度の家の周辺で過ごし、日常の生活行動の範囲がきわめて縮小した状態で活動的な生活をしていないこと。

な行

用語	解説
日常生活圏域	高齢者が住みなれた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市区町村内を区分したもの。
任意事業	市区町村が地域の实情に応じて独自に実施する事業のこと。介護給付等費用適正化事業（認定調査状況チェック等）、家族介護支援事業（認知症高齢者見守り事業等）、その他の事業（認知症サポーター等養成事業等）などがある。

用語	解説
認知症	様々な原因で、脳の働きが悪くなることによって障がいが起こり、生活する上で支障が出る状態（およそ6か月以上継続）。主な症状は、脳の委縮によって起こる中核症状（記憶障がい、理解・判断力の障がいなど）と、本人の素因に、周囲の環境などが影響して出現する周辺症状（徘徊、攻撃的になる、うつ状態になるなど）がある。
認知症ケアパス	認知症の発症により、生活する上で色々な支障が出てくる中、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すもの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を自分のできる範囲で暖かく見守り支えていく応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講した人を「認知症サポーター」と称する。
認知症初期集中支援チーム	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる支援チーム（認知症サポート医、保健師、看護師等3名以上）で、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。
認知症地域支援推進員	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして認知症のある人やその家族を支援する相談業務等役割を担うもの。当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る。
認知症簡易チェックサイト	吉川市のホームページから、本人又は家族等が認知症の状況について確認でき、相談先等について情報提供を行っている。
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

は行

用語	解説
徘徊	認知症の症状の一つで、家の中だけでなく外に出て、あてもなくうろうろと歩き回る行動のこと。しかしながら、行動の多くは本人なりの目的や理由があるとされており、近年では全国的に表現の見直しを進める動きがある。
避難行動要支援者	災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、特に支援を要する人のこと。
ふれあいサロン	地域を拠点に、住民が主体となって企画、運営する活動。人との会話や外出する機会の少ない高齢な方、障がいのある方、子育て中の方などが、ボランティアで参加する地域住民と一緒に活動内容を話し合い、交流する場。

用語	解説
フレイル	海外の老年医学の分野で使用される「Frailty (フレイルティ)」に対する日本語訳。日本語に訳すと「虚弱」、「老衰」、「脆弱」などになる。国では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態」とされる。
包括的支援事業（社会保障充実分）	在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業により構成される事業。
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	第1号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務により構成される事業。

ま行

用語	解説
民生委員・児童委員	地域に存在しながら福祉全般の相談に応じるボランティア。地域住民の生活状態を常に把握して、関係施設と密に連絡を取り合う。推薦により3年任期で、厚生大臣からの委嘱を受けている。
メディカルケアステーション (MCS)	在宅療養者に係わる医療関係者、介護関係者の情報共有を円滑に行うための非公開型のコミュニケーションツール。

や行

用語	解説
要介護者見守りネットワーク	日常生活において何らかの介護を必要とする高齢者や障がい者等(要介護者)が安心して生活できるように、市と事業者や団体、関係機関とのネットワークによって見守り支援を行う。
要介護者	①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体又は精神上的の障がいがあり、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する初老期における認知症などの特定疾病によって生じたもの。
要支援者	①要支援状態にある65歳以上の者、②要支援状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体又は精神上的の障がいがあり、特定疾病によって生じたもの。

ら行

用語	解説
リハビリテーション (リハビリ)	身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練や療法のこと。
老人クラブ	地域の高齢者が交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体。ボランティア、スポーツ、趣味などのクラブ活動を通じて、生きがいや健康づくりを行う。

第9期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行日 令和6年3月

発行 吉川市

編集 吉川市健康長寿部長寿支援課

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

TEL 048-982-5118 Fax 048-981-5392